

第 12 回土岐川庄内川流域委員会速記録

日時：平成 19 年 4 月 19 日（木）

14 時 00 分～17 時 15 分

場所：名古屋ガーデンパレス 3 階 葵・泉

1. 開会

司会（村瀬副所長）

ただいまから第 12 回土岐川庄内川流域委員会を開催させていただきます。

本日はお忙しい中、皆様、御出席いただきましてありがとうございます。私、議事の進行に入るまでの進行を担当させていただきます、庄内川河川事務所の村瀬と申します。よろしく申し上げます。

会議に入ります前に、4 点ほど御案内申し上げます。

まず、委員の皆様の御欠席の御報告でございます。阿部委員、石川委員、原田委員におかれましては、御都合によりまして欠席ということ承っております。よろしく願い致します。

次に、マスコミの関係の方々及び傍聴の関係の方々へのお願いでございます。今まで行ってきました委員会と同様のお願いを申し上げます。会議は原則として公開でございますが、個人のプライバシーに関する事、特定の野生動植物の保護に著しい支障が及ぶおそれがある場合などにつきましては、その一部または全部を非公開とすることができるとされております。その非公開に関する内容は、委員長に決めていただくことになっておりますので、よろしく願い申し上げます。

次に、傍聴、取材、記録に関してでございますが、フラッシュライトや撮影用照明を使用した撮影につきましては、冒頭の委員長挨拶までとさせていただきます。よろしく願い申し上げます。ただ、その後も、記録と致しまして、私どもによりますカメラ並びにビデオでの撮影は続けさせていただきます。

それから、携帯電話でございます。委員会の議事進行の妨げになりますので、電源をお切りいただくか、マナーモードにさせていただきようお願い申し上げます。

その他につきましては、お配りしてございます「傍聴にあたってのお願い」に記載しているところによらせていただきます。重ねてよろしく願い申し上げます。

2. 挨拶

司会

それでは、会議に先立ちまして、国土交通省中部地方整備局庄内川河川事務所長・許士裕恭から御挨拶を申し上げます。よろしくお願いいたします。

許士所長（中部地方整備局庄内川河川事務所長）

ただいま御紹介いただきました庄内川河川事務所所長の許士でございます。

本日は、委員の皆様におかれましては、年度始めの何かとお忙しい中、当流域委員会に御出席いただきましてありがとうございます。

この委員会は、平成 15 年に第 1 回を開催させていただきまして、本日で第 12 回目ということになりました。この間、委員会の開催だけではなく、現地視察や、コレカラレポートやコレカラボイスといったものを随時発行させていただいて参りました。事務所と致しましては、流域懇談会、オープンハウス、ホームページ、ハガキによる意見聴取等の土岐川庄内川コレカラプロジェクトの取り組みを通じまして、広く流域の皆様の意見を聞きながら、よい計画づくりを目指すべく、職員一同努力してまいったところでございます。

本日の委員会では、河川整備計画の原案をお示しさせていただきますとともに、今後のスケジュールについても御議論いただきたいと考えております。今後も流域の皆様の意見を聴取しまして、できれば年内の早い時期に整備計画を策定してまいりたいと考えておりますので、御理解のほどをお願い致しまして、甚だ簡単ではございますけれども、冒頭の挨拶とさせていただきます。本日は、どうかよろしくお願い致します。

司会

ありがとうございました。

それでは、ここからの議事進行を土岐川庄内川流域委員会委員長の辻本哲郎様にお願いしたいと存じます。それでは、辻本委員長、よろしくお願いいたします。

3. 議事

- (1) 第 11 回土岐川庄内川流域委員会議事要旨について
- (2) 流域懇話集会及びハガキ等による流域住民のご意見について
- (3) コレカラプロジェクトレポート Vol.3 について
- (4) 庄内川水系河川整備計画（原案）について
- (5) 今後の進め方について

(6) その他

辻本委員長

すぐ議事に入ればよろしいんですけども、一言だけ御挨拶させていただきます。

この流域委員会は第12回になっています。5年前に発足しました。3人の所長さんとおつき合いし、4人目の調査課長さんがこの会を仕切っておられます。流域委員会は5年前に発足して、いろいろ議論して参りましたが、その議論の中身が基本方針をきちっと決める原動力にもなりまして、今回整備計画の原案が出てくるまでの後押しをしてきたと思います。

こういう流域委員会のときには、「お忙しい中、御出席いただきましてありがとうございました」と委員長の私がつけ加えてお話しするんですけども、今日は、原案が出て、それについて意見を述べるという、本来といいますが、一つの役割の重要な部分が本日であります。極端な言い方をすると、「ここだけが流域委員会である」という極言すらされる方があるかもしれません。

そういう役割を持ったところであり、まさに所長が今申されましたように、「御苦労さま。よく集まっていたいただきました」と私は今日は言う必要がないと思いますので、「お忙しい中」というようなことは申しません。今日は、委員長からほかの者も含めて委員全員がこの原案を審議する場であり、そういう形で委嘱を受けたものだと考えております。そういう形で本日の議事を進めさせていただきます。

基本方針という本来行政が決める方針が決まる前から議論をしてきました。委員会のいろんな意見について事務所ともいろいろ議論し、中部地方整備局とも議論し、さらには本省とも議論して、めでたくも基本方針には3回かかっているという一つの特殊な例もあります。それぐらいいろいろ議論してきた成果が生かされて基本方針になったし、本日の整備計画の原案にもなっていると委員会としては考えております。

今日原案を提出いただいて、議論をさせていただいて、最終的なものができ上がることを祈念しまして、本日の議事に入りたいと思います。

それでは、資料の確認は終わっていましたか。

司会

まだでございます。

辻本委員長

では、資料の確認からお願い致します。

司会

お手元の資料の確認をさせていただきます。

議事次第、配席図、委員名簿。それから「第 12 回土岐川庄内川流域委員会～資料～」というつづり込みですが、その中の資料-1「第 11 回土岐川庄内川流域委員会議事要旨」、資料-2「流域懇話集会及びハガキ等による流域住民のご意見について」、資料-3.1「コレカラプロジェクトレポート Vol.3 について」、資料-3.2「庄内川水系河川整備計画（原案）について」、資料-4「今後の進め方」。別冊と致しまして、「コレカラボイスその 3」「コレカラプロジェクトレポート Vol.3」「庄内川水系河川整備計画（原案）」。以上でございます。

辻本委員長

資料は全部 1 冊にとじ込んでありますので、なかなか確認が難しかったかもしれませんが、順番に議事を進めて参りますので、もし不備がありましたら、途中でお申し出ください。よろしいでしょうか。

それではまず、第 11 回土岐川庄内川流域委員会議事要旨についてから御説明願います。

事務局（溝口）

事務局の調査課長で参りました溝口と申します。よろしくお願ひ致します。座って御説明させていただきます。

資料-1「第 11 回土岐川庄内川流域委員会議事要旨」の前に、今委員長の方からも各流域委員会の流れのようなものを振り返っていただきましたけれども、まず、流域委員会の過去の開催状況について、パワーポイントの方をごらんください。

平成 14 年 9 月から 12 月まで、流域委員会の準備委員会を 4 回開催させていただきました、委員会の構成メンバーや運営のあり方、幅広く意見を聞くためのあり方などの提言をいただきました。

15 年 3 月に第 1 回流域委員会を設立致しまして、第 2 回には河川整備計画を進める体制、計画の枠組みと策定の流れ、土岐川庄内川の現状と課題について御討議いただきました。2 回に及ぶ現地視察を経まして、第 3 回には治水計画の現状と課題について、第 4 回には利水、環境、水との関わりの現状と課題について、第 5 回には流域委員会の運営、ワーキンググループの設置、現状と課題の整理についてを御議論いただき、6 回までの間に自然環境のワーキンググループを開催していただきました。

第 6 回には現状と課題の取りまとめを行っていただきまして、第 7 回に重点的に取り組むべき課題についてを整理していただきました。第 8 回には庄内川水系河川整備基本方針

の検討状況、第 9 回には整備計画の治水に関する事項、第 10 回においては河川環境、河川管理に関する事項について、そして前回の第 11 回には河川整備計画について、また流域住民からの意見聴取方法について御討議をいただきました。

また、この間、コレカラボイスその 1～その 3、コレカラプロジェクトレポート Vol.1・Vol.2 を発行してまいったという経過でございます。

それでは、議事の内容に入らせていただきます。第 11 回の要旨でございます。委員の方々の御確認をいただきまして、1 月 22 日に庄内川河川事務所のホームページに公開させていただいております。同時に、流域委員会通信 Vol.10 を配布いたしております。

スクリーンの方では、議事要旨ということで、当日の議事次第が表示されております。主に 3 の (4) コレカラプロジェクトレポート Vol.2 の概要、(5) 事務局からの提案議題、(6) 委員からの提案議題というところがポイントになったかと思っております。

それでは、コレカラプロジェクトレポート Vol.2 の概要についてでございます。

- ・河川整備計画の実施に際して、その途中段階でもモニタリング・評価、フィードバックなどの一連のシステムの中で実施することを整備計画に位置づける必要がある。
- ・現時点で生かせるモニタリング・評価、フィードバックなどの手法については、現在の工事などにも反映してほしい。
- ・整備計画を策定した後、PDCA の具体的なシステムをつくり、統括的に継続して見るような仕組みなどをつくるのが重要である。
- ・防災業務が地方自治体の役割となっていることから、国が自治体と連携を強化するとともにイニシアチブをとり、自治体に対する実効性のある支援や指導などの具体策を考えることが必要である。
- ・非常時に国と地方自治体の有機的な連携が図られるように、平常時から実行力のある会議や連携を図っておくことが重要である。

次へ参りまして、事務局からの提案議題でございます。〔30 年後の庄内川と新川の関係〕についてでございます。

- ・洗堰の機能と構造を明記した上で、庄内川と新川の関係や新川洗堰からの越流量などの説明をしないとわかりにくい。
- ・庄内川を救うかわりに新川が危険になる治水対策はとれないと思う。
- ・新川が安全になることはよいが、庄内川が危険になる治水対策はとれないので、庄内川を安全にした上で新川洗堰を閉めるのは当たり前のことだと思う。

また、〔新たな水質目標について〕でございます。

・生態系や親水面、景観面などでさまざまな指標があるが、市民団体などと連携して水質改善を目指すのであれば、川の地点ごとに目標を決めるなどの工夫をすれば効果を上げられるのではないかと。

次に、〔関係住民等からの意見聴取方法〕でございます。

・流域住民などから聴取した意見を流域委員会で議論するときの材料として、属性のある意見と属性のない意見がわかるように流域委員会に提示すれば、その意見についての判断は流域委員会の中で行う。

次へ参りまして、委員からの提案議題でございます。〔河川整備のスケジュール（案）〕でございます。

・当面は庄内川のネックとなっている枇杷島地区よりも下流側の河川整備だけを進めるのではなく、下流への負担増とならない堤防の質的強化や環境整備など、流域全体でのサービスバランスも考えるべき。

〔庄内川の堤防詳細点検結果の概要〕についてでございます。

・庄内川の堤防の7割が浸透に対して質的に危険な状態というのは、破堤を起こさせないという観点からも、特に重要な問題かもしれない。

・浸透に対する堤防の質的脆弱性については、堤防をスライドダウン評価した場合の浸水想定などによりチェックしておく必要がある。

・川というのはあふれることが自然であり、河川管理者が責任を持って川を安全にすることは土台無理なことだと思うので、いざというときの対応を重視すべき。

以上でございます。

辻本委員長

以上が前回議論いただきました内容をピックアップしたもので、こういった意見も含めて今回原案が提示されることとなります。

それぞれの御意見に対するコメントみたいなものは、その中でいただけたらと思えばよろしいですか。いろいろ意見がありますけれども、それに対する対応は、原案の説明の中でいただけるんですか。

事務局（溝口）

はい。

辻本委員長

いかがでしょうか。よろしいでしょうか。前回の復習というつもりで聞いてもらったらよかったのかもしれませんが。この議事要旨については既にごらんになっていると思いますけれども、もしなお修正点がありましたらお申し出ください。

それから、ちょっと復習事項で、もう一つ思い出しておきましょう。机の上にコレカラプロジェクトのボイスその3とレポート Vol.3 がございます。

これまでは1と2が出ていました。基本方針の議論をしているころには、コレカラボイスその1と、現状の認識についてのコレカラプロジェクトレポート Vol.1 が発刊されました。それから、前回議論いただいたのは、コレカラボイスその2とコレカラプロジェクトレポート Vol.2 でした。

流域委員会には公募でお願いしている委員もいらっしゃいますけれども、学識経験者というふうな位置づけでありまして、もっと広範に市民、住民からの御意見を吸収するために、この土岐川庄内川流域委員会では、そういう方々から意見を聞く仕組みがございます。それから、行政との連絡協議会も別に持っていております。そういったところでの意見をそのまま取り込んでボイスという形にまとまってございます。そういう意見を流域委員会で議論して系統立てたものがレポートになって、現状の認識あるいは課題の整理を行ってきたところです。

今回お手元にあるボイスその3は、そうした委員からも含めた個々の意見をまとめ、そのまま取り込んだものです。そういうものから今回の原案をどんなふう考えたかということがレポート Vol.3 にまとめられております。我々流域委員会の進め方と並行して、事務所の方でボイスその1～その3、レポート Vol.1～Vol.3 が発刊されてきたということをつけ加えておきます。これが土岐川庄内川流域委員会あるいは土岐川庄内川での整備計画の進め方の特徴でもあったわけです。

それでは、この議事要旨は、もし後からお気づきの点がありましたら、申し出てもらって結構ですので。何かございましたか。

辻委員

議事要旨は要旨ですから、これでいいと思うんですけども、毎回の議事抄録というのが出ていますね。ホームページなんかでは、議事抄録を皆さんも読めるんでしょうか。

私も今手元で確認しましたがけれども、ここにはちゃんと抄録が入っております。それから、一応自分のところからはホームページで見ることができました。議事要旨には本当に何十分の1ぐらいしか入っていないくて、大事な議論が抄録の方に結構あると思うんですね。

それが本当に反映されているのかなと自分でもチェックしたくて見たんですけども、ホームページでごらんになる方は、みんな抄録が読めるのかどうか、ちょっと確認したかったです。いかがでしょうか。

辻本委員長

今御指摘のありましたのは、ここには議事要旨が表に出ていますけれども、それ以外に、議事抄録と、それから速記録そのままのものも委員の皆様方にはお渡ししているという形で、三つつくっております。速記録のテープ起こしそのままのものはともかくとして、抄録としてまとめたものについては、ホームページで見られるのでしょうか。

事務局（溝口）

はい。掲示しております。

辻本委員長

そこにリンクしてあって、飛べます。よろしいでしょうか。

三つのスタイルですが、ここで掲げるのは大変なので、議事要旨という形になっていきます。議事要旨のまとめ方が適切かどうかは、また議論のあるところだと思いますけれども、委員会資料としては議事要旨でお願いしたいと思います。

ほかはよろしいでしょうか。

それでは、本日の議事（２）流域懇話集会及びハガキ等による流域住民のご意見についてです。これは、コレカラボイスその２、コレカラプロジェクトレポート Vol.2 以降のものについて、住民意見の吸い上げを努力された結果についての御説明です。事務局、よろしくをお願いします。

事務局（尾畑）

私、４月から地域連携課長で参りました尾畑と申します。流域委員会につきましては、第７回まで担当させていただきましたし、その前に準備委員会が４回ございました。ちょっと期間は２年ぐらいあきましたけれども、また担当になりましたので、よろしくお願ひ致します。では、座って説明をさせていただきます。

流域懇話集会及びハガキ等による流域住民のご意見についてでございます。お手元にありますコレカラボイスその３の方も、お手元に置きながら見ていただければと思います。

まず、全体の意見集約です。先ほど委員長からも御説明がありました内容についてのおさらいになります。コレカラボイスその３（総括編）を発刊させていただいております。

まず最初に、画面上左上に緑色で書いてございますが、課題に関する意見として、土岐

川庄内川の整備の中でどんな課題があるのかを一般の方々にお聞きするというのをさせていただき、それを16年3月に一度、コレカラボイスその1として取りまとめてごさいます。

さらに、コレカラボイスその2ということで、今度は、その課題を受けて、整備をするとしたならば、どんな考え方でやるべきか、あるいは具体的にどこの部分をどうするべきかを課題と合わせて発表させていただいて、そういったものに関してまた御意見をいただくということをしてごさいます。

その青色と緑色の二つが、今回オレンジ色のものになってごさいます。コレカラボイスその3(総括編)として、現状と課題という形で整理された意見と、整備目標ということで、これから整備計画を考えていく上での目標に関する御意見をいただきました。さらに、具体的な場所ということで書いておったものの中から、具体的な実施メニュー、整備する手法等々に関わるところも御説明をさせていただき、それに対して御意見をいただいているという作業をやってごさいます。

コレカラボイスその1のときもその2のときも同様でごさいますが、ピンク色で真ん中に書かれている「オープンハウスやハガキ」というようなこともさせていただいておりますし、それまでは車座集会ということで、沿川だけでとか、あるいはかなり近いところで自治体さんの御協力を得ながら御意見をいただいていたところを、「流域懇話集会」ということで、コレカラボイスその3の段階では、なるべく広く意見が聞けるよう広域にさせていただきます。

本来でいきますと、ボイスということですので、今まではこの上の部分の一般の市民の方の御意見だけでまとめさせていただいておりましたが、それだけではなくて、流域委員会で関連のある御意見が出たもの、あるいは土岐川庄内川行政連絡会議ということで自治体さんとかがお集まりになった中で出たものも中に含めた形で取りまとめをさせていただきました。

まず、市民の方々から意見をいただいた対話の経緯です。

この表で参りますと、左側の「広く」と書かれている部分が割と広範で、細かい意見までお聞きするのはなかなか難しいんですが、印象をとるために、オープンハウスとか流域懇話集会を致しました。それから、より深くお話をお聞きする場面として、車座集会、市民意見交換会等々をしてごさいます。

コレカラボイスその1、コレカラボイスその2をそういった形で載せていただいております。

ますが、コレカラボイスその3のものも含めまして、オープンハウスを64回、延べ日数で170日、流域懇話集會を今回6回させていただきました。それ以前に、車座集會を8回、市民意見交換會を全部で12回致しました。市民団体の方でより興味のある方は、まだ今も交流會として御議論を続けていただいているということでございます。

オープンハウスが実際にはどんな状況かということでございますが、ショッピングセンターなどの店頭パネルとかを展示致しまして、そういった場所で御意見を直接いただく。あるいは、直接そういったところでハガキをお手元にとっていただいているということでございます。これは瀬戸市のジャスコみずの店と、アルテというショッピングセンターの西枇杷島店でさせていただいている様子でございます。

それから、車座集會という形で沿川の自治体さんの御協力を得て開催している会合でございますが、左上が多治見市まなびパークでさせていただいた状況、右下が名古屋市北区の味鋺学区というところにあります北中学校でお話をさせていただいている様子でございます。

それから、市民意見交換會ということで、回っていただいて、現地を直接見ていただきました。左上が瑞浪の土岐小学校の前の水辺の楽校のところでございます。そういったところを見ていただいたり、右側の写真の方は、多治見市の会場で皆さんに現地を見ていただいた中で、河川整備とか川をよくしていただく上でアイデアをいただいている状況でございます。

今度は第11回土岐川庄内川流域委員会以降の状況に移らせていただきます。

今まで説明させていただいたとおり、第11回流域委員会で御説明した内容をコレカラプロジェクトレポートという形にし、河川整備目標がいかにあるべきかということと、対応すべきメニューをまとめさせていただきました。そのレポートには、皆さんの御意見と、課題とかを出されたものに対する対応案が書かれてございます。

それを、先ほど御説明したとおり、6会場の懇話集會、3会場のオープンハウスをさせていただいて、意見ハガキあるいはホームページ等での意見集約もさせていただいて、今お手元にあります冊子、コレカラボイスその3をまとめさせていただいております。

その中身で参りますと、おおむね100名ぐらいの方から500件程度の意見を集約させていただいたということでございます。懇話集會としては、全体で56名の御参加がありまして、400件以上の御意見をいただきました。オープンハウスと意見ハガキ等々を加えまして500件ぐらいという状況でございます。

流域懇話集会の実施状況でございます。同様に、名古屋では中川生涯学習センターでさせていただきます、同じ 10 月に清須市の庄内川水防センター、春日井市南部ふれあいセンター、守山生涯学習センターで御意見をちょうだいしました。上流部の方ではセラトピア土岐、多治見市産業文化センター。この 6 会場で御意見をいただいております。

意見の中身でございます。今いただいた約 421 件の中で、全体的な意見として整理させていただきます。こちらにございますように、おおむね環境に関わるような内容が非常に多く、7 割ぐらいを占めてございます。あと、治水という面が 2 割ぐらいという状況になっております。特に河川利用が 5 割ぐらいの 47%ということで、河川を利用する中でこういうところが課題だとか、いろんな施設を整備した方がいいという御意見等々が多くございました。

次に、意見の属性分析です。沿川に近い方とちょっと離れた方ということで、いただいた意見の中で確実にお住いの属性がわかる方だけのデータを抜き出しまして分類したものがこれになります。

左側が沿川に近いところの方々です。そもそも川に近いところにお住いの方については、見ていただいたとおり、やはり治水に対する考え方が非常に大きい割合を持ってございました。全体としての割合でいけば、環境面に関しましては大きな差はないんですけども、川から離れたところの方については、基本的な川の使い方とか自然という観点になり、人との関わりとか、水質自体がどうなのだろうかという御意見が多くなってございます。

次に、上流部と下流部ということになるかと思いますが、岐阜県内と愛知県内で、いただいた御意見から属性がわかるような御意見を分類させていただきました。

まず、岐阜県内の方につきましては、人との関わりや自然環境ということで、住宅地とかの整備が進んでお住いになられた方とか、沿川におられる方も、割と自然が豊かな環境かもしれませんが、そういった意味での川の利用とか川のあり方についての御意見が多かったように思います。

愛知県内の 200 件ぐらいの方の御意見で参りますと、やはり治水に対する関心が非常に高いところももちろんございますけれども、あわせて河川利用ということで、高水敷とか使える部分のお話かと思いますが、そういった傾向が高いということがございました。

意見の内容のかいつまんだものです。すべてのものを御紹介できませんので、おおむね代表的なものをということで、今までのボイスの中になかった新たな意見という形でくくらせていただいて、拾ってございます。

まず、第 11 回以降に出されたものとして、考え方全体ということになるかと思いますが、向こう 30 年間ぐらいの目標なのだから、何かそういう夢のあるわかりやすい目標を立てていただけないかというお話や、治水に関しては、枇杷島橋の架け替えは全体の治水対策ができてからやるべきではないかという御意見をいただいております。

次のところでいきますと、自然環境というくくりにしてございますが、川沿いの堤防に松並木などがあることで、川自体が名古屋市内とか市街地への風の流れを生むようなところになり、ヒートアイランド対策にも川が役立つのではないかという御意見。

あと、下から二つ目になりますけれども、環境全般の中では、川づくりの目的に自然とか歴史とか文化的な要素をきちんと盛り込んで、庄内川自体が「川の博物館」というようなイメージにならないだろうか。そんな目標を立てたらどうかということをお願いしました。

あるいは、先ほども上流部ではいろんな関心がございましたけれども、自治体におかれてのイメージもあるかと思いますが、川をきれいにする市民の活動の関係の交流が余り地元にないので、学校の校区単位とかでできるようになるといいという御意見もございました。

これまでの意見との傾向の比較ということも、前回の委員会でも御指摘をいただいておりますので、まとめさせていただきました。全体でいきますと、今までの意見把握の仕方と若干違うところがございますので、単純な比較はしづらいと思いますが、細かく計画を示した内容でいきますと、河川の利用という観点で、どんなふうに使われていくのかということに関する御意見が増えました。あるいは、整備計画とか基本方針の中身にあるような川の整備の考え方の部分での御意見が増えたという感じになっておりました。

繰り返しになりますけれども、コレカラボイスその 3 (総括編) の位置づけです。今までのその 1、その 2 をまとめさせていただいたもので、それぞれその段階ごとにレポートができております。今回のものだけが、ちょっと特殊ではございますが、行政連絡会議とか流域委員会の御意見も一緒に整理した方がわかりやすいだろうということで、コレカラボイスその 3 だけは市民の意見だけでなく、その総括という形でまとめさせていただいております。

内容は個別に見ていただければ把握していただけたと思いますが、意見の取りまとめの構成は、河川整備計画の原案どおり、現状と課題、河川整備の目標、河川整備の実施、地域と連携した取り組み、それから具体的な場所に関する御意見という形でまとめさせてい

いただきました。

これで説明を終わらせていただきます。

辻本委員長

どうもありがとうございました。

先ほど私が補足で言った中で間違いがありましたので、訂正しておきますと、その1の段階では現状から課題まで議論し、その2では整備の目標や課題まで議論した内容から意見として得たものをまとめたものだと御理解ください。少し先ほどの私の説明が間違っていたかと思います。

このコレカラボイスその3が、市民、行政、流域委員会での議論を通してのいろんな意見を課題ごとに取りまとめたものだとということで、これが元になって整備計画の原案となり、本日それを議論するわけです。ボイスその3のまとめ方について、今御説明があったことに対して何か御意見あるいは御質問がありましたら、お願い致します。

小尻委員

私は余り参加していなくて、出席していなくて申しわけなかったんですけども、ひょっとしたらもう過去に議論されたことになっているかもしれませんので、そのときはまたそのように言ってください。

こういう市民の声というのは、多分こちら側からいろいろ説明をされるプロセスがあると思うんですけども、大体、整備計画とか、あるいは事務所の資料を中心にスタートしているんですか。

要は、納得している方がたくさん来て、その意見であれば、余りコンフリクトは起こりません。ここでは起こっていないように感じるんですけども、何かそれを分析されたか。今聞いた中では余り問題がないようで、要は、整備計画に反対だとか、ここはおかしいというようなところがそう出ていないように感じるんです。その原因がよくわからないし、特に庄内川ではそういう問題がないという結論になるのかどうか。ちょっと変な聞き方もしれませんけれども。

辻本委員長

意見をそのまま羅列したものをボイスとするならば、本来、もっとコンフリクトのあるものが入ってくるはずだけれども、そういうものをどんなふうに扱ってボイスをまとめ、あるいはレポートの方へ集約されていったかを、少し事務局から説明願えますか。

事務局（尾畑）

小尻委員から今いただいた御意見のとおりの内容であるかどうかという、細かい意見についてという御説明は多分しづらいかと思しますので、お手元にお配りしたコレカラボイスその3を見ていただけたらと思います。こういった経過の中で地域の皆さんの御理解を得てこられたのではないかと感じております。

3 ページ、4 ページを見ていただくと、まず最初に、オープンハウスのプレ開催ということで用意させていただきました。東海豪雨があった後で、広範に意見をお伺いする中で、まず沿川からということでスタートをかけております。この時点では、我々も沿川という観点に近いところで御意見をお伺いして参りました。その後、下にあります車座集会とかオープンハウスという形でさせていただいたときに、西区とか西枇杷島町とか当時大変被害を受けられたところに入った時点で、やはり御意見として、新川と庄内川の関係ということが出てございました。

そういったことを踏まえまして、オープンハウス（平成 16 年度春）というのが 4 ページにございますが、この時点では、我々が普段おつき合いのある沿川を飛び越えまして、例えば、左上から、ヤマナカ小田井店というのは西区でございますが、新川を越えたユーストア西春店さんやナフコ師勝店さんなどで、今は北名古屋市になりましたけれども、当時の師勝町さんとかに御指導をいただきながら開催致しました。

こういった形で、新川についても庄内川と関係が深いことを住民にもわかるようにしてほしいということで、コンフリクトというところまでは行っていないのかもしれませんが、さまざまに御意見をいただいた中で、そういったところにも情報を提供しながら進めて参りました。資料とか機会については、そういった意味では、なるべく広く、庄内川本体だけではなくて、流域全体で御意見を承れるように努力してきたと思っております。

以上でございます。

辻本委員長

自画自賛的な御回答だったと思うんですけども、市民の意見のとり方も、オープンハウスから、現状の認識あるいは課題の抽出、整備メニューと、段階的にさまざまなことをやって、その辺でもしコンフリクトがあったとしても、コンフリクトマネジメントがこのプロセスでうまくいったんだという御説明でした。

もう一つは、やはりコンフリクトがあって、新川と庄内川の治水の問題とかでは非常に厳しかったけれども、一つの時代の流れで、東海豪雨直後から時間がたって、それが少し解消していったというところもあるのかもしれない。

いろんな時代の流れの中で議論があって、コンフリクトがマネジメントされてきたと事務局は理解しているということです。委員会としても、それを了解するのかなというふう
に考えております。他河川ではもう少しコンフリクトの厳しいところもあるんでしょうけ
れども、庄内川ではこういう手法でそれを解消してきたという御説明です。

ほかに、市民、住民の御意見の集め方という視点で、今御説明があったことに対して何
か質問等がありますか。

ボイスその3には、今回、流域委員会、行政連絡会議の意見も含めて書き込まれていま
す。すなわち、ここにそれぞれ出てきた意見がちりばめられていて、これをもとに原案を
つくったと。レポートには、そのプロセスも少しわかりやすい表現にして資料が整理され
ているはずです。

資料は既に委員の方々には見られる状態にしてあったと思うんですけども、レポート
Vol.3 では原案とボイスがどんなふうにつながれたかという説明もございますので、その
辺の、原案と、その原案のでき上がりプロセスみたいなものに当たるコレカラプロジェク
トレポート Vol.3 についての御説明を、整備局の方からお願い致します。

事務局（溝口）

それでは、またスクリーンの方を見ていただきたいと思います。

まず、プロジェクトレポート Vol.3 の表示の仕方を説明させていただきます。先ほどコ
レカラボイスその3の説明をさせていただきました。それがそのスクリーンの右上段の
オレンジ色のコレカラボイス3ということとと思ってください。この幾つか出た意見を概要
にまとめまして、まず同じページに載せまして、これに関する河川管理者の考え方を同時
に掲示しております。それを受けまして、一番左手の河川整備計画（原案）なるものがで
き上がりました、反映しましたという形です。各項目ごとに、河川整備計画（原案）とコ
レカラボイス3、河川管理者の考え方というものを表示してございます。

次に、構成は先ほどのコレカラボイスと同じでございまして、第1章の本レポートの位
置づけを除きまして、第2章以降につきましては、原案と同様の構成とさせていただきます
した。

次に、レポート Vol.3 のイメージでございます。皆様方のお手元に、大変大きなもので
申しわけございませんが、A3 の資料がございます。そのちょうどホチキス止めをされて
いる方の一番下段に40ページと打ってございますページが、ちょうど今スクリーンに提
示してあるものと同じになっております。

これで申しますと、先ほど言いましたコレカラボイスその3の要約が、ちょうど右手の上の方の黄色い部分に取りまとめてございます。その下に、いただいた意見の概要と致しまして、この場合でいきますと、流域委員会でいただいた御意見、市民意見交換会の提言、市民の意見という形でまとめさせていただいております。これらに対して下段の方で、河川整備計画（原案）への意見の反映における考え方として、河川管理者の方はこう考えましたという形で整理させていただいております。

一つ一つに答えるのではなく、当然網羅的な回答にならざるを得ないところもございませうけれども、そういう形で表示をしております。これらを反映した結果が、左手の河川整備計画原案の、ここでいえば、第3節 河川整備計画の目標、第1項 洪水、高潮による災害の発生防止又は軽減に関する目標になり、それによる基準点における枇杷島（下流）、多治見（上流）の計画流量と流量配分になってきているという意味合いで表示をさせていただいております。

これによりまして、出た意見のボイスその3とコレカラプロジェクトレポート Vol.3 をセットで見いただくことによって、この原案の考え方、また意見の反映の仕方がわかりやすく見えるのではないかとことです。各項目については、時間の関係で、説明を省略させていただきます。

これで説明を終わらせていただきます。

辻本委員長

今の御説明では、コレカラプロジェクトレポート Vol.3 の位置づけをお話しいただきました。先ほども言いましたように、今までの流れの中で意見をボイスとしてまとめ、コレカラプロジェクトレポートで、それがどんな仕組みで整備計画の原案になったかが書かれております。母体が学識経験者ということになっています流域委員会と、住民のさまざまな意見の聴取の仕方、それから行政連絡会議の意見を取りまとめ、河川管理者が、原案としてまとめるに当たって、管理者としての意見を書き込まれています。

これは、新しいものが書き込まれているというよりも、流域委員会では、意見に対して河川管理者としてどんな考え方を持っているのかも議論してきましたので、新しいものではないんですけれども、最終的に提言としてまとめるときに、行政者側のどんな考え方を元に行っているのかを書き込んでもらったものがプロジェクトレポート Vol.3 となります。

何かこのプロセスに、あるいは、既に資料にお目通し願っていると思いますけれども、そのプロセスの中で個別的にも何か御質問とか御意見がありましたら、お聞かせいただけ

ればありがたいと思います。内容のそれぞれについては、この後で原案をまた最初から説明いただいて議論したいと思いますが、いかがでしょうか。

小尻委員

この原案の場合、事業に対する負の効果というのは出されているんですか。何かをつくると、その影響で悪くなる部分があるという辺の話は出ているんでしょうか。

辻本委員長

事務局、お願いします。特に整備計画の中で事業が入るところについては、大げさにいえばアセスメントですね。それをやることに対する影響。ポジティブなものを求めながらやるわけだけれども、ネガティブなものが出てくることに対してケアがされているかどうか。事務局の方でお答え願えますか。

事務局（溝口）

今委員長の方からも御指摘をいただきましたけれども、そういう面では環境面が非常にわかりやすいかと思います。

工事をして、今回の場合ですと下流部における河道掘削もございまして、上流部においてはH.W.L.以下の堤防もございまして、そういうところをなぶれば、当然河川の水辺の形状から始まって、植生、河床についてもさまざまな影響が出るかと思います。そういうことにつきましては、やはり御意見でも、環境に配慮すべきという、簡単な意見として言わせていただいていますけれども、そういう幾つかの御意見がございまして、これにつきましては、環境の保全の部分で、今までのよい環境については保全をし、また、工事による影響を極力少なくし、新たな環境保全・創出の場をつくっていくという形で整備計画の方に提言をさせていただいております。

辻本委員長

主として環境面の影響という視点でお答えがありましたけれども、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

小尻委員

はい。

辻本委員長

ほかに何かございませんか。

では、コレカラボイスその3とレポート Vol.3はこの形で、ボイスは冊子になっていますけれども、レポートも冊子にさせていただいて配布いただくことになるかと思います。た

だ、これは原案が提示されるということにもつながるわけですね。

事務局（溝口）

はい、そうでございます。

辻本委員長

見開きの左側のページは原案そのものですので、次に少し議論いただきます。原案については、本日提示されて、学識経験者からこの場で御意見をいただくこととなります。それから、その原案は、いろんな形でいろんな方々から意見をいただくというプロセスもございまして。その辺の説明はどこでされますか。この次のプロセスでしようけれども、この原案の意味として、ここで整備計画への流れを少し先出ししてもらった方がわかりやすいかと思っておりますので、少し説明いただけますか。

事務局（溝口）

実は、議事（５）今後の進め方のところでと。

辻本委員長

そうですね。（５）に今後の進め方があるんですけども、原案とは何かということが、次に原案をお話するし、今の議題は原案がどうして出てきたかという議論だけれども、原案そのものが何なのかを明確にするために、少し前出しをして、今後の進め方の中から原案がどんなところに位置づけられているかを説明願えますか。

事務局（溝口）

わかりました。

では、（５）今後の進め方のページを開いていただきますと、河川整備計画策定に向けたスケジュールというのがございます。ここで少し、整備計画とは何なのか、前段の部分だけ説明させていただきます。

まず、「河川整備計画（原案）」でございます。今ちょうど黄色の横長のラインが３本ほど入っております。この真ん中のラインが、19年４月段階における本日の流域委員会と同時に原案の公表という形になってございます。

これから、先ほど委員長からもございましたように、学識経験者の皆様方から意見を聞くのが流域委員会でございます。おおよそ１カ月間ぐらいをかけた上で、地域の皆様方の御意見を聞かせていただきます。これを取りまとめまして、黄色いラインの３段目に当たりますが、おおよそ今年度の７月ぐらいと思っておりますけれども、そこで現在の「原案」から「案」に変わります。皆様方の御意見を取りまとめた、まさしく「整備計画（案）」の

段階に入ります。そしてそこでも、どういう意見が出、それを整備計画（案）にどう反映したかを御説明したいと思っております。

この案ができ上がりますと、関係県知事の意見聴取、省庁間協議等を実施致しまして、整備計画策定に向かって動き始めます。そして、順調に参りますと、今年度の9月ぐらいに整備計画の策定に至る予定で考えております。

次のページへ参りまして。

辻本委員長

その辺で結構です。

今のところ見ていただくと、ちょうど真ん中のところが今回で、原案が提示されます。原案については後で御説明があるんですけども、これがどのようにして出てきたかを今までの時間をかけて説明したわけでありまして。それが、学識者の意見を聞くこの会があり、その後、公聴会、ホームページなどでいろんなところに意見を聞くというプロセスに変わっていきます。そのときには、原案とともにレポート、ボイスが使われるので、このレポートの一番最後にはアンケートが入っております。このアンケートは、ここの中のこの位置づけになるわけですか。

事務局（溝口）

はい。

辻本委員長

公聴会とか、いろんな形で意見を聞くときに、そういう面では、このアンケートも原案に対する意見の聴取という形になるかと思えます。

本日、この後で説明いただく原案は、原案として提示されているわけですから、本日修正してどうのこうのということじゃなくて、これに対して意見を述べてもらって、あとは行政が責任を持って整備計画（案）にまとめられます。

今までも基本方針、整備計画をつくる中で、この委員会の特徴として、さまざまな意見をしっかりお伝えし、それを反映されるということ、ある意味では信頼関係でやってきましたので、この原案をどう修正するかということではなくて、意見を述べていただいて、次回、案となったものを我々は見せていただきます。我々の意見と違うところがあっても、どういう考えで行政がそうするのかを説明いただく形になるとお考えいただきたいと思えます。

こういうプロセスを説明したものがレポートで、一番最後にはアンケートのハガキもつ

いてございます。こういう形で進んでいくというものを準備しているのがレポート Vol.3 です。よろしいでしょうか。こういう形で冊子になって、そういうところで使われていくということです。

残念ながら、今回、この後原案について述べていただく意見は、このプロジェクトレポート Vol.3 には反映されないこととなりますけれども、それは、レポート Vol.3 に対するアンケートと、今日の流域委員会の意見が並列して、その後の矢印で、案の方へと信頼関係の中で変わっていくということでございます。よろしいでしょうか。

寺本委員

この資料はかなりたくさんの分量があって、お金もかかると思うんですけれども、その配布について、私たちはこうやってもらいましたけれども、今まで意見を出した方とか一般の方に、こういったものがあることをどうやって PR していくのか。その辺をしっかりとやるべきだと思うので、お聞きしたいと思います。

辻本委員長

この Vol.3 もそうですけれども、Vol.1 等も含めて、どんな配布をされてきたのか。それから、Vol.3 についてはどんなふうに配布されるのか、御説明願えますか。

事務局（溝口）

ともにでございますが、印刷が完了した時点で、まず御意見をいただいた方とか、そういうものに参加していただいて配布先のわかる方には、すべて返送をかけて郵送させていただきます。また、関係行政市町やさまざまな関係団体、NPO の方々にも配布していただいて、そこで再度結果について見ていただく体制をすべて整えてございます。簡単ですが、よろしいでしょうか。

寺本委員

あと、例えば、ホームページなんかで資料要求ができるようにしておくとか、そういったことも考えていらっしゃるのでしょうか。

事務局（溝口）

実は、配布した中で、こういうものを初めて目にされて、送っていただきたいという意見も多々ございまして、そういう場合は、いただいたときにその都度送付させていただいております。それから、ホームページの方でもすべてこれを公表しております。これに対する御意見もいただいておりますので、その中で御要望があれば差し上げるということも実施しております。

辻本委員長

よろしいでしょうか。

ちょっと私も気になったのですが、どれぐらいの部数ですか。部数は、Vol.1・2の実績でもいいですし、Vol.3はどれぐらい出される予定でしょうか。

事務局（溝口）

今のところ、実績でいきますと、印刷物は7,000部ほど刷りまして、まず、定型でお配りするのが5,000部ほどはけます。それ以降、必要に応じてはけていくという形でございます。

辻本委員長

そういうことだそうです。無限に、たくさんの人に周知すれば周知するほどいいんだけど、金がかかり過ぎるのかなというところも気になるところです。こういう形の手段が今議論されたんですけれども、こういうやり方で土岐川庄内川は進めております。やり方も含めて、あるいは、こういうものを出していくことや、その内容を含めて、よろしいでしょうか。

事務局、今日私の手元に届いているものには途中休憩がないんですけれども、なしでやるんですか。

事務局（溝口）

いえ、実は余りに長いものですから、申しわけございませんが、できましたら。

辻本委員長

この後、原案説明に入りますので、今がそのタイミングだと思うんですけれども、それが、原案説明が終わってからにしましょうか。

事務局（溝口）

原案説明が大変長くなりますので、もしよろしかったら、ここで15分ほど御休憩願って、その後、最後まで少し走る形になるかとは思いますが、いかがでしょうか。

辻本委員長

委員の方々、よろしいでしょうか。強行する方がいいという人はありませんか。では、少し休みましょうか。この後が本番ですので、少し休んでリラックスして、準備運動をしてから入っていただくとありがたいと思います。では、再開は25分でよろしいですか。

事務局（溝口）

結構でございます。お願い致します。

辻本委員長

それでは、少し休憩します。

- 休 憩 -

辻本委員長

それでは、予告どおり、25分になりましたので、原案の説明ということでお願いしたいと思います。

司会

再開の前に、事務局よりお知らせをさせていただきます。石田委員より欠席の連絡が入っておりますので、御了承願います。

以上でございます。

事務局（溝口）

それでは、整備計画（原案）について御説明申し上げます。原案ですので、かいつまんでというのがなかなか厳しいものですから、長時間に及ぶ説明になるかと思えます。御協力をお願い致します。

先ほど整備計画の位置づけの御説明をさせていただきました。このスクリーンに出ていますのは、庄内川水系についての河川整備方針が17年11月18日に策定されまして、それを受けて河川整備計画を策定していくのですが、この右側の赤く塗ってあります原案のところに現在ありまして、先ほどの流れのとおり、今後、案を決定し、その後策定となっていく、一番右手にございます河川工事または河川の維持ということで、実施に移っていくということになります。

次に、今回の整備計画に定める事項と致しましては、ここに載っております対象区間、対象期間、河川整備計画の目標に関する事項、また、4点目に河川整備の実施に関する事項ということで、具体的な整備メニュー等を書くこととなっております。

次に、整備計画（原案）の目次構成でございます。第1章で庄内川流域及び河川の概要、第2章で現状と課題、第3章で目標に関する事項、第4章で実施に関する事項、第5章で地域と連携した取り組み、この後に付図と致しまして、平面図、整備箇所の詳細図、縦断面図、主要地点横断面図などがついてございます。

第1章につきましては河川の概要でございまして、今まで何度かお話をしてきておりますので、今回は時間の関係から割愛させていただいて、第2章の流域及び河川の現状と課題から説明させていただきます。

第 1 項 洪水、高潮等による災害の発生の防止又は軽減に関する現状と課題と致しまして、4 点ございます。

1 点目に、激特事業と復緊事業の目的が緊急的な再度災害防止対策でございましたので、東海豪雨、平成元年洪水に対して、主に次の課題が残されているということです。一つは、全国の一級河川と比較しますと、重要な都市河川でありながら、堤防整備率が 38% と低いということです。二つ目に、激特事業では低い堤防を計画堤防高まで高くしたために、左右岸の堤防高のアンバランスが生じているということです。それから、堤防は浸透対策などの質的整備について安全性が確保されておりません。また、東海豪雨と同規模の洪水に対して、河道は既設排水機場の排水量（約 350 m³/s）を受けられません。また、許可工作物で河川構造令に適合しないものもございます。

大きな 2 点目と致しまして、緊急時などの河川管理用道路を確保することが必要となっているということです。3 点目に、堤防整備の支障となっている占用家屋の移転を促進する。4 点目に、水防活動の支障となっている高水敷にある施設の利用方法や農業用資材の放置への対策を行うことなどが挙げられております。

第 2 項 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する現状と課題でございます。

現状でおおむね正常流量は確保されておりますが、水利用のほとんどが木曾川水系に依存しているという課題。それから、環境用水としての新たな水需要の要請が挙がっております。

第 3 項 河川環境の現状と課題でございます。

河川工作物や高水敷利用が動植物の移動障害、連続性の喪失となっております。河川区域に外来種が確認されているということです。あわせて、水質は、下流部において環境基準が D 類型で、全国の一級河川では下位にあるということですでございます。

次に、第 3 章 河川整備の目標に関する事項です。

今スクリーンの方でございますが、本河川整備計画の対象区間につきましては、この表、図に示した庄内川水系の大臣管理区間を対象としております。下段へ行きまして、本河川整備計画の対象期間はおおむね 30 年とし、対象期間内であっても適宜見直しを行うことといたしております。

次に、第 1 項 洪水、高潮等による災害の発生の防止又は軽減に関する目標と致しまして、安全性の確保につきましては、愛知県区間は平成 12 年 9 月洪水、岐阜県区間は平成

元年 9 月洪水と同規模の洪水が発生しても破堤などの被害を防ぐことを目的と致します。整備計画を上回る洪水や整備途上で施設能力以上の洪水が発生した場合でも、地域防災力の向上を図ることを目指します。

図につきましては、河川整備計画における流量配分を示しております。この中で、特に整備計画最終段階におきましては、新川洗堰からの越流量を $0 \text{ m}^3/\text{s}$ としておりますが、東海豪雨を上回る規模の洪水が発生した場合は、新川洗堰から新川へ越流することを明記してございます。

次に、第 2 項 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する目標の中の、河川水の適正な利用と致しまして、水環境の変化にあわせた河川水の適正な利用を推進致します。また、流水の正常な機能の維持として、水利用や動植物の生息・生育環境の保全、水質保全などの流水の正常な機能を維持するための流量を、枇杷島地点でおおむね $5 \text{ m}^3/\text{s}$ を確保致します。

写真は環境用水としての堀川の取り組み、図は健全な水循環系のイメージを示してございます。

第 3 項 河川環境の整備と保全に関する目標と致しまして、平成 6 年 3 月に策定された庄内川水系河川環境管理基本計画を踏まえまして、庄内川水系河川整備基本方針に定められた目標の達成に向けて、以下の 4 点と致しました。

「人と河川との豊かなふれあいの確保」として、地域と連携しながら水辺や自然と触れ合うことのできる川を目指します。「良好な自然環境の保全、再生」として、治水、河川利用との調和を図りながら、緑や水辺空間の保全と再生を行い、連続性の確保に努め、多様な生態系を育む地域の環境に寄与する川を目指します。「良好な景観の維持、形成」は、沿川の地域計画との調整を図りながら、良好な河川景観のある川を目指します。「水質の保全」でございますが、関係機関や住民等との連携を図りながら水質改善に努め、水質浄化技術や流出負荷の抑制対策、新たな水質指標などの調査研究を推進致します。

第 4 章 河川整備の実施に関する事項でございます。

第 1 節 河川整備の基本的な考え方と致しまして、治水、水利用、環境のそれぞれの目的が調和しながら達成されるよう、本支川及び上下流間の整備バランスを考慮するとともに、地域の環境に配慮し、総合的な視点で推進を致します。さらに、費用と整備による効果、影響を考慮しまして計画的に河川整備を進め、調査、計画、施行、維持管理を一連のシステムとらえ、モニタリング評価を行い、必要に応じて計画、施行、維持管理にフィー

ドバックをさせていただきます。

洪水、高潮等による災害の発生の防止又は軽減では、30年間の河川整備は効果が早期に発現されるよう、既設の洪水調整と堤防整備を進めるとともに、動植物の生息や生育環境に配慮し、河道掘削や橋梁改築などにより河道を確保し、洪水時の水位を低下させ、目標流量を安全に流下させます。また、整備水準を上回る洪水が発生した場合などの被害を最小限にするため、河川情報の提供や情報伝達及び避難体制の整備などのソフト対策を推進致します。

河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持では、現況流況の維持に努め、流域の土地利用の変化や水環境改善ニーズの高まりなどを踏まえ、関係機関と調整を図りながら流域の実情に合った水資源の合理的、広域的な水利用の促進を図ります。

河川環境の整備と保全では、河川環境や利用実態を踏まえ、多様なニーズにこたえつつ、地域と一体となった良好な自然環境の保全や適正な河川利用を進めます。また、良好な河川環境が失われた箇所においては、回復、形成に努めます。沿川の地域資源や河川環境を活用し、人と川との関係の再構築に努めます。水質は、関係機関との連携、調整及び地域住民との連携を図りながら、親水意識の高まりに見合った水質改善に努めます。

次に、第2節 河川工事の目的、種類及び施行の場所並びに当該河川工事の施行により設置される河川管理施設の機能の概要、第1項 洪水、高潮等による災害の発生の防止又は軽減に関する事項、俗に言う「治水整備メニュー」でございます。

堤防整備につきましては、堤防の安全性が確保されない箇所において、堤防の嵩上げや高水護岸の整備、高潮堤防の嵩上げなどの堤防整備を実施し、河川整備計画の目標流量を安全に流下させます。上段に堤防の横断図が表示してございますが、堤防の嵩上げ、高水護岸整備のイメージを示しております。主な施行予定数量と致しましては、堤防整備においてはおよそ10km、高潮整備につきましては2.3km、高水護岸整備については4.6kmほどございます。

次に、河道掘削等の水位低下対策でございます。目標流量を計画高水位以下で安全に流下させるために、河道掘削、河道内樹木の伐採を実施し、掘削に伴い必要となる床止め工の改築・撤去や橋梁の補強、低水護岸の整備を実施致します。また、工事のモニタリングを行うなど、河川環境の保全にも努めて参ります。主な施行予定数量でいきますと、河道掘削は177万 m^3 ほどございます。橋脚保護は3橋、低水護岸整備はおよそ15kmほどございます。

橋梁の改築でございますが、洪水の流下阻害の要因となる橋梁は、堤防整備と一体となった橋梁の架け替えを実施致します。主な施行予定箇所と致しましては、施行中である一色大橋、枇杷島橋などがございます。上の絵につきましては、青色の古い橋をピンク色の新橋に架け替える橋梁改築イメージを示してございます。

堤防の強化では、詳細点検結果に基づきまして、浸透に対して安全性が確保されていない箇所について堤防の危険性の評価を実施しまして、対策の調査研究を進め、優先順位を決定し、堤防強化を実施致します。また、局所洗掘が著しい箇所では水制などを実施致します。

下の図は、堤防の拡幅や嵩上げ、それから川表からの浸透を防ぐ遮水シート、浸透水位を低下させるためのドレーン工等の対策イメージでございます。

引き続きまして、内水対策でございます。対策の必要性が高まった地区に対して調査検討を行い、県、市、地域と連携・調整し、必要に応じて対策を実施します。施行箇所としては、支川地蔵川がでございます。

新川洗堰の対策では、東海豪雨と同規模の洪水が発生した場合でも、庄内川から新川へ越流しないように、新川洗堰から下流側の庄内川の整備計画目標の河川改修が完了した段階で、越流量が $0 \text{ m}^3/\text{s}$ になる対策を実施致します。

そのほか、県が実施致します支川内津川の改修にあわせた合流点処理、国の名勝に指定されております永保寺地区の浸水被害を軽減させるための対策等を行っていきたくております。

次に、表示してございます図は大変小さくて見づらいかと思いますが、本河川整備計画で実施予定の治水整備箇所の位置図を示したものでございます。整備計画目標に基づきまして、下流部の流下能力の向上のための河道掘削、堤防整備等を行っていきます。上流部では、H.W.L.以下の堤防整備等を含めて実施致します。なお、堤防詳細点検結果による質的整備につきましては、今後検討し実施することになりますので、表示はしてございません。

次に、河川整備上の配慮事項と致しまして、河川整備につきましては、費用、整備により得られる効果・影響を考慮致しまして計画的に進め、河川環境への影響の最小化、維持管理の容易さ、本支川間及び上下流間の整備バランスなどを考慮しながら整備を行います。整備の際には、工事前後のモニタリング、有識者の意見聴取、環境モニタリング調査等を実施し、施設計画、施行、維持管理にフィードバックさせます。

図につきましては、激特時に実施致しました河道掘削時の護岸施行における環境の配慮事項を示しております。上の横断のところで、掘削部分を掘削するラインでございますが、法勾配を可能な限り緩傾斜と致しまして、自然なアンジュレーションを使い、表土を覆土して緑化を実施致しました。

第2項、河川環境の整備と保全に関する事項の、人と河川の豊かなふれあいの確保と致しまして、地域と連携しながら河川空間の利用促進を図るため、親水施設や自然観察、環境学習の場などの整備を行います。主な施行場所で行きますと、河口部地区の環境整備、西枇杷島地区の環境整備、豊岡地区の環境整備などがあります。図は、場所の選定から計画の調整への河川環境の整備の進め方を示したものでございます。

河川空間の良好な景観の維持、形成として、沿川計画との調整を図りながら、都市部及び都市近郊におけるオアシス空間として維持、形成に努めて参ります。

次に、良好な自然環境の保全、再生でございます。地域環境に寄与する川づくりを推進するため、河川改修や沿川の開発などにより、流域の多様な生態系が、地域の環境に影響がある箇所については、治水、河川利用との調整を図りながら、ヨシ原、湿地などの自然再生に努めます。水や動植物の連続性の確保に努め、多様な生態系を育む川づくりを行い、特定外来生物を初め外来種の分布状況の把握に努め、防除に努めます。

また、モニタリング調査等を実施しまして、関係機関等と連携して自然環境の保全に努めます。自然環境を有する場所ということでは、河口干潟、河口付近のヨシ原、竜泉寺下流付近、玉野溪谷、虎溪山永保寺、こんなところが挙げられるかと思えます。

沿川の計画と調整を図りながら、都市近郊におけるオアシス空間として良好な景観の維持、形成に努めます。特に景観を有する良好な場所と致しましては、稻永公園河口から一色大橋付近まで、一色大橋付近単体、竜泉寺付近、鹿乗橋付近、玉野溪谷付近、永保寺などが挙げられるかと思えます。

下段の写真は、魚道の改善事例と、良好な景観を維持する箇所として玉野溪谷の写真を載せてございます。

水質の保全についてでございます。流域住民のさらなる水質改善が期待されているため、保全を図りつつ、引き続いて、関係事業、地域住民、企業等との協働による水質改善を推進致します。小里川ダム貯水池における水質保全は、清水バイパスや流入水の水質浄化施設等による水質改善に努めます。また、施設運用や新技術導入の検討、定期的な水質観測も実施致します。

写真は、排水の影響が見られる八田川合流部、小里川ダム湖に設置されている表層循環設備を載せてございます。

以上の河川整備計画実施予定の環境整備箇所を位置図に示したものが本図でございます。自然再生メニューということで、具体的説明は、先ほど説明してきた項目でございます。

次に、第3節 河川の維持の目的、種類及び施行の場所、第1項 洪水、高潮等による災害の発生の防止又は軽減に関する事項でございます。

河川維持管理の考え方では、庄内川の河川特性を踏まえた維持管理計画を作成し、適切な維持管理を実施致します。河川の状態変化の監視、状態の評価、評価結果に基づく計画の見直し、これを一連のサイクルとしたサイクル型維持管理を前提に、適切な維持管理を実施致します。

河川管理施設等の機能の確保をするためには、河川巡視や施設点検等を行い、長期にわたって効用を発揮できるように努めます。堤防道路が抱える課題については、検討会や調整会議などによる検討を進め、改善を図って参ります。

次に、平常時の管理でございます。定期的な河川縦横断測量や河川巡視、施設点検、堤防除草、占用家屋の移転促進、許可工作物の適正な管理・改築指導等による適切な管理の推進を図ります。また、洪水の安全な流下の阻害要因となる河道内樹木や堆積した土砂については、環境に配慮しながら伐採、間伐、河道掘削などの措置を図ります。

写真は左から、河川巡視の状況、堤防除草の状況、許可工作物の点検指導状況をあらわしております。図につきましては、河道内樹木の管理、堆積土砂の河道管理のイメージをあらわしてございます。放置したときに樹木が繁茂したものを伐採し、たまった土砂を取るといったイメージでございます。

洪水時などの管理は、情報伝達演習などによって迅速な伝達と関係機関との連携を図ります。合同巡視や水防訓練などを実施して水防活動の支援をし、広域的な災害発生の場合は、災害対策車による積極的な災害支援も図ります。また、出水時等においては、樋門、排水機場等の施設操作等を行うとともに、水防活動や河川巡視を実施し、河川監視用カメラを活用し、出水時の状況を把握致します。地震時対応につきましては、情報連絡体制を整えまして、河川巡視や緊急点検、資機材の配備等を行って、災害応急対策のための準備を図ります。大規模災害時につきましては、緊急復旧、二次災害防止のための対策等に、防災エキスパートとの協力体制を強化しまして対策を講じるとともに、河川管理施設が破損した場合は速やかに復旧を行います。

防災関係施設の整備と致しましては、水防拠点、水防倉庫の整備、水防資機材の常備、水防活動に利用するための第二種側帯の整備を図ります。震災時等につきましては、一般道が使用できない場合の緊急物資の輸送道路として、自治体と協力して船着場や緊急用河川敷道路の整備を図ります。

河川情報システムの整備と致しまして、観測所等の点検及び観測を図りながら、光ファイバー網や河川監視用カメラ、データ通信等のシステムを活用し、わかりやすい情報を迅速かつ正確に提供致します。

被害を最小化するための取り組みと致しましては、特に防災訓練等の実施、情報交換を行いながら、協力体制を推進致します。高潮等の被害を最小化するために、東海ネーデルランド高潮・洪水地域協議会等において関係機関が共同し、危機管理行動計画を策定致します。また、住民にわかりやすい洪水ハザードマップの作成支援、自助の支援や地域防災力の向上に関する調査研究、自助・共助・公助のバランスよく機能した地域防災力の再構築も図ります。

写真は防災訓練の実施状況、図はハザードマップのイメージでございます。

排水ポンプの運転調整ルールの的確な運用、基準の見直しについてでございますが、洪水の発生などにより危険な水位に達した場合は、排水ポンプ管理者や関係機関とともに、排水ポンプの運転調整ルールを的確に運用し、河川整備に伴う流下能力の向上にあわせて、検討会などにより適宜基準の見直しを行います。

流域における危機管理のあり方につきましては、大規模な宅地開発などによって流域が有している保水浸透機能が失われている。また、河川改修と相まって、上中流域の洪水を下流部に持ち込む結果となっているため、下流部では社会、経済に大きな打撃を及ぼすこととなりますので、上中流域における保水浸透機能、遊水機能などを確保するための流域対策や、下流部の壊滅的な被害回避のために、流域全体における危機管理のあり方について議論を深め、危険分散を図る必要がある。調査研究を進めるとともに、学識経験者や行政機関で構成する検討会を設置し討議を進め、適切な措置を講じます。

図につきましては、下流部の名古屋駅付近の横断図を示したものですが、資産集中でありながら、低平地であるために、庄内川が一旦破堤し氾濫した場合には、被害が甚大になることがわかりになるかと思えます。

第2項 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項と致しまして、河川水の利用では、水量、水質の監視や水収支や取水実態の把握に努めるとともに、関係機

関や地域住民等に流量情報等の河川情報を提供致します。流水の正常な機能の維持を図るために必要な流量、枇杷島地点でおおむね 5 m³/s について、小里川ダムを活用し、維持するとともに、土地利用や社会情勢の変化にあわせた水資源の適正な利用を促進し、流況改善に努めます。また、堀川環境改善のための暫定導水の 0.3 m³/s につきましては、関係機関との調整を図って参ります。

渇水時の管理では、取水安定化等と環境保全のため、流量、水質の監視を行うとともに、関係機関や住民に対して情報提供を行い、渇水調整協議会等により、木曾川水系も含めた水融通の円滑化など、状況に応じた必要な措置を講じ、河川環境への影響把握に努めて参ります。

第 3 項 河川環境の整備と保全に関する事項でございますが、河川空間の適正な利用では、河川利用の調整を図るため、迷惑行為に対して注意喚起や関係機関の合同巡視を実施し、不法耕作地や不法占用施設については、撤去、原状回復の指示等、関係機関と連携して迅速に対応致します。安全利用マップなどにより、安全に利用していただくための河川利用者への啓発活動も行います。河川本来が有する治水機能や良好な河川環境などに配慮するとともに、地域住民や関係機関等と連携し、利用しやすい河川空間利用の向上を図ります。

良好な自然環境の保全では、河川水辺の国勢調査、多自然川づくり追跡調査など、良好な自然環境が適切に保全される維持管理を行って、庄内川水系河川環境管理基本計画におけるゾーニング等を踏まえ、治水事業との調整を図りながら生息環境等の改善を実施します。

良好な景観の保全では、地域との連携、調整を図りながら、景観の保全に努めて参ります。

水質の保全、監視では、調査、監視を実施し、水質状況の把握とあわせて、巡視等により監視し、これらの情報の提供を幅広く行います。

水質事故への対応については、庄内川水系水質保全連絡協議会による情報連絡体制や NPO 団体との連携も視野に入れた情報連絡の充実化、迅速化に努めて参ります。

写真は、水質調査の実施状況、図は、庄内川における水質事故の連絡体制をあらわしてございます。

第 5 章 地域と連携した取り組みでございます。

第 1 節 人と川との関わりにつきましては、地域とともに歴史を刻んできた土岐川庄内

川が安全で自然豊かであり、親しみの持てる川となるように、地域社会と一体となった川づくりを進めて参ります。

地域と進める川づくりでは、よい河川管理を推進するため、クリーン大作戦やアダプトなどの活動を進めまして、土岐川庄内川流域ネットワークなどによるさまざまな活動団体と連携し、地域住民や市民団体等の地域活動や社会貢献活動、交流の場づくりなどの支援を図ります。

社会的な課題への支援では、関係機関と連携し、自立支援の推進を図るほか、河川巡視などにより日ごろからの状況把握に努めます。

写真は、クリーン大作戦の様子、地域住民などによる自主活動への支援の様子でございます。

健全な水循環の構築では、森林から海までを総合的にとらえ、庄内川流域における水循環の現状と課題、問題などを認識するとともに、課題解決に向け、関係機関などと連携、協力して調査研究に取り組みます。

流域における対策では、流域全体が洪水に対して脆弱になっているため、洪水ができるだけ庄内川に流出しないように、関係機関と連携し、問題提起を図るなど、流域住民への啓発活動や流域からの流出を抑制する施策などを進めて、災害に強いまちづくりを推進致します。

図は、流域における洪水対策の連携イメージでございます。特に右上の図につきましては、雨水貯留・雨水浸透対策の例を示してございます。

第2節 庄内川の川づくりの進め方でございます。

地域とのコミュニケーションでは、地域住民が土岐川庄内川に期待、魅力、関心を持っていただくことが重要なため、ホームページや広報誌、イベント等による積極的な情報発信、地域情報の共有化を推進致しまして、出前講師や地域活動への支援などを通じてコミュニケーションを図ります。

住民参画による川づくりの推進では、河川整備計画の事業の実施に当たっては、住民参画の機会を設けるなど、住民が参加しやすい具体的な川づくりを進めるための、参画による川づくりを進めて参ります。

国際的な交流や情報交換等の促進では、庄内川流域の状況や将来にわたっての水の持続的な利用が可能となるよう、さまざまな水資源に対する問題に対処するため、国際的な交流や情報交換等を進めて参ります。

以上でございます。

辻本委員長

どうもありがとうございました。

議論に入る前に、原案の目次を見ていただきましょうか。河川整備計画の内容は、一つは、洪水、高潮等による災害の発生の防止又は軽減でした。その目的は安全性の確保です。この冊子の目次の左側のページ、第3章の項目を見てもらうとわかりやすいのですが、第3章第3節第1項が洪水、高潮等による災害の発生の防止又は軽減に関する目標で、安全性を確保する。第2項が河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する目標で、河川水の適正な利用とか、流水の正常な機能の維持。その次の第3項が河川環境の整備と保全に関する目標で、ふれあい、良好な自然環境、景観、水質という分け方をしています。

それについて、第3章では目標に関する事項が書かれていて、第4章では整備の実施に関する事項が書かれています。整備の実施については、第2節にどんな工事とか整備メニューを出していくのかが書かれており、第3節では維持とか管理とかいう形でのやり方が書かれています。すなわち、物をつくっていくという話と維持管理という視点で、やはり今の三つの目的について書かれています。それで、一番最後の第5章では、そういうものを推進していくときに、地域と連携したやり方でやっていくと、こういう構成になっています。

すなわち、目的は治水と利水と環境だと思ったらいいし、そのやり方については、目標という視点と、どんなことを整備していくのかという視点と、どんなものを維持管理としてやっていくのか、どんなものを地域と連携してやっていくのかというメニューがある。こういう行と列のマトリックスになって整備計画が成り立っていると思ってください。

まずは骨格について議論いただけたらいいかと思います。それから、まことに申しわけないのですが、原案を持ち帰っていただいて、できれば詳細な細かいところにも目を通していただきたい。文章の中で十分にメリハリがきちっととれているかどうか、ある部分がある部分に埋没していないか、全体的なバランスのよさも含め、文章の表現の仕方も含めて、できれば目を通していただきたいと思います。多分それをここで議論する時間はないと思いますので、文章のことについては、持ち帰ってもう一度検討いただくことをお願いします。

御説明が大分長くなりましたけれども、今ポイントについて説明いただきました。不審なところは、原案の原文を見ながら、また御議論いただけたらいいと思います。今は、ど

の部分かということはパワーポイントの資料で、この部分について意見があるとか、質問があるとか、あるいはコメントしたいとかいうふうをお願いしたいと思います。

今までの委員会では、例えば、こういう資料が出ますと、それについて「ここのところを修正しましょう」「こういうふうなものにつくり上げてくださいね」という話だったんですけれども、原案は原案としてもう提示されました。今日はこれに関する意見を述べていただいて、それを取りまとめ、流域委員会としては原案に対してこういう意見があるという形で事務局に提示することになります。それで、事務局がその意見を行政的な判断からいろいろ検討して案をまとめられ、その結果を次回我々が見せていただくという流れになります。

それでは、御意見をよろしくお願いします。流域委員会あるいは流域委員会委員は、この原案に対して意見を述べるのが仕事です。最終的にいいならいい、悪いなら悪いと、いろいろな御意見を言っていただくのが皆さんの今日のお仕事ですので、よろしくお願い致します。

松尾委員

そうしましたら、ちょっと皮切りで。

まず一つは、質問です。原案 68 ページに表 4.2.21 があって、下水道整備のところの下水道整備の推進の実施主体として住民に 印が打ってあるんですが、これはどういう意味でしょうか。下水道整備の推進というハード対策に住民がどう関わるんでしょうか。下水道が整備されたところで、その下水道に接続するという意味ですか。下水道整備を住民にやれと言われても、これは困りますよね。

事務局（溝口）

下水道の管が布設されて、それを各個人にまたつないでいただく、ここの部分での地域住民のことを含めて表示しております。

松尾委員

そうしたら、「推進」というよりも「接続」というのをどこかへ入れた方がいいと思うんです。「下水道への接続」とか。

辻本委員長

「実施主体」という表現が。

松尾委員

「実施主体」というと、住民が下水道整備の推進を実施するということであって、「実施

主体」というのに少し違和感があるんですね。それがまず第1点です。

辻本委員長

そうですね。そこの表現は、場合によってはコメントが要るかもしれません。例えば、米印をつけてコメントを入れるとかいうことが必要でしょうね。

事務局（溝口）

はい。

松尾委員

それと、もう1点ですが、隣の69ページの小里川ダムの水質保全のところ、「表層循環設備等により」というのはいいんですが、既に小里川ダムでは、散気式の表層循環設備が昨年度から導入されていますね。ここにある表層循環設備、いわゆる噴水ですが、これは実質上機能していないわけです。ですから、昨年度導入され、今年度も導入予定の散気式の表層循環施設をきちっと明記して、写真もそれに変えていただいた方がいいと思います。それから、貯水池の中にどういう施設があるかということにも、入れていただいた方がいいんじゃないかと思います。

辻本委員長

これは、小里川ダムの所長が来られているので。

松尾委員

間違えましたか。ごめんなさい。申しわけないのですが、ちょっと勘違いをしていました。これからですね。今のは勘違いで、今後の問題でした。ごめんなさい。

辻本委員長

では、その点はよろしいでしょうか。

先ほどの「実施主体」のところの主体の考え方と、場合によっては必要なコメントをとということです。これは原案の修正ということではなくて、そういう意見が出ているということですね。

ほかはいかがでしょうか。

内田委員

これは質問ですが、85ページに「東海ネーデルランド高潮・洪水地域協議会」というのが出て参ります。私が聞き漏らしているのかもしれませんが、これはどのような協議会ですか。非常に独自のものであれば、ここに載せるのもよろしいと思いますけれども、載せるとしても、ほかの地域の方が見たらちょっとよくわからないのかなという感じも致しま

す。

それから、要望というのでしょうか、この河川整備計画は、やっぱりフォーマットとか字数とかがかなり決まっているものだと思いますので、どの程度のものを盛り込んでいいのか、ちょっと私には判断できない部分もあるんですけども、一つ気になっているのは、最初の方で住民の方々からの御意見などを見ますと、最近大分治水に対する要望が減ってきて、河川利用に関する要望が多くなってきたということです。

実際に河川の安全度は高まってきているのでしようけれども、その背景に、もし東海豪雨の教訓みたいなものがだんだん風化していくということがあるのなら、それも困ったものだと思いますので、防災訓練とかいうようなところでも、「東海豪雨の教訓を生かして」みたいな部分を何かどこかに一言ぐらい載せられないかなと思っている次第です。

以上、要望と質問でございます。

辻本委員長

まず質問がありました。全体の様式の制限というのは、どんな形でどれくらいかかっているのでしょうか。

事務局（溝口）

ページ数や字数ということでは、特にございません。ただ、長編になり過ぎますとまた大変になりますので、簡潔にわかりやすくということで、必要項目は載せるという程度でございます。

辻本委員長

制限はありませんので、不十分なところはつけ加えていただくという御意見で結構かと思えます。冗長にならないようにというのは、多分、読む人にとって非常に分厚いものではしょうがないということでしょう。その辺は、制限なしで御意見をいただくということですね。

それから、「ネーデルランド」は、説明がなくぼんと出てきているので、若干唐突だという御意見です。また、東海豪雨の教訓が薄れてきていることも指摘して、それを防災訓練等に生かすべきだという御意見だったと思います。

ちょっとつけ加えますと、アンケートというのは、今までやってきて、それを漏らさずそこに書き込んだということもあるんですけども、今御指摘のように、アンケートでどんなことが読み取れたのかについて、例えば、「東海豪雨の教訓が薄れてきたことがアンケート等で読み取れるので」というような表現があった方が、整備計画をつくってきたプロセ

スにはよく合っているなと思いますので、今の御意見があったことを肝に銘じておいてもらえたらと思います。

ほかはいかがでしょうか。皆さん、いいところも悪いところも、御意見のあるところを遠慮なく言っていただけたら。お願いします。

小菅委員

意見が2点ございます。

一つは、今までにもたびたび話が出ていますけれども、この整備計画は30年にわたるものですので、進捗の管理、あるいはそれに伴う見直しをどうするのかを、どこかに書き込むことはできないのかということです。

もう一つは、全体的に抽象的な目標が多くて、姿がよく見えてこないと思います。いろいろ調整が残るところはあるんですけども、例えば、堤防整備率なんかは、もう少し数値目標を立てることができないのかと思います。

以上2点です。

辻本委員長

一つ目の進捗管理というのは、よくこの委員会で出てきましたね。これを整備計画に書き込めない、一番最初に示された目次では書くところがないという話ですけれども、それを何とか工夫いただきたい。

土岐川庄内川の独自のものとして、前書きとか、あるいは一番最後にと、特記事項として、やはりこの委員会で主張してきた、意見が主に出ました大事なことです。工夫いただきたいという意見でしょう。これは、委員会の今までの議論の流れから、そういうものをやはりどこかに生かしてほしいということでしょうね。

それから、目標の具体性、数値目標化については、私は環境の辺で弱いなという気がしましたけれども、今の御意見では、治水目標という視点でも、なおあるんじゃないかという御指摘でした。この辺、何か事務局でお答えになりますか。

事務局（溝口）

まず、環境につきましては、各指摘事項について今までも御議論願って、庄内川における特性の中で保全、再生すべきことは指摘を受けております。項目としては、確かにございます。その中で、整備計画の中でやっていくわけですが、河道掘削なり堤防の断面形状は詳細な調査検討が必要になって参りますので、例えば、干潟をどれだけとか、浅場、ワンドをどれだけというのを数量として出していくのは、大変つらい状況がございまして、

今後の調査研究が必要となります。

それと、治水目標については、堤防整備もそうですけれども、一応整備計画における箇所づけはしております。方針の整備項目に対して、基本的には整備計画の中で、当面おおむね 30 年における整備箇所については表示しております。

それに対する目標流量としては、東海豪雨の再度災害防止ということでございますので、流量についても一応 3,700 m³/s までを枇杷島において確保する。今のところ言いますと、これが現況おおむね 1/80 の洪水に対して、流量確率で行きますと、およそ 1/100～1/150 の範囲内に入る洪水と理解しております。今のところこういう表現までと考えておりますが、いかがでしょうか。

辻本委員長

今のは治水に関する目標で、それについては、堤防の進捗率という表現でなくて、どれだけの流量を流せるかという視点で、現況と、基本方針と、その間に入る整備計画の 1/100 とか 1/150 とかいう表現が出ましたが、そのようなものは、暗示できるのか明示できるのか、どちらか知らないけれども、そういう表現にはなっているということですか。

事務局（溝口）

はい。

辻本委員長

それでよろしいでしょうか。

小菅委員

例えば、問題点のところでは堤防整備率が 38% とうたっているんですね。それがどれだけの水に対して言っているのかはわかりませんが、問題点で、一級河川の中では堤防整備率 38% というのが物すごく低くて恥ずかしいんだと大きくうたっておるんですね。それにもかかわらず、じゃあどうするのかというと、個々のところは出ているけれども、全体がどうなるのかわからないというのは。

辻本委員長

意図がよくわかりました。問題点としてそういう表現をしたら、整備計画のゴールとしてどのレベルになるのかという表現も必要だという話でした。どちらがどちらかはわからないけれども、もし流量の確率で議論するならば、現状もそっちに対して問題点を認識して、達成についてもそっち側で議論するとか、問題としての認識と目標をしっかりと 1 対 1 の対応にしてほしいということでした。これはなかなか私も気がつかなかったので、表

現としてそういう意見があるということは非常に重いことだと思いますので、よろしくお願ひします。

ほかはどうでしょうか。

辻委員

私も物覚えがだんだんぼけていますので、過去に何を言ったのかと思って、3 回ぐらい先ほど申し上げた発言録を読み直したんですけれども、その内容がやっぱりどこにも余り生かされていないなという思いを感じております。

とりあえず一番言いたいのは、私は環境とか生物関係に対してよく見ないといけないなと思って、そういう目で見るとは思いますが、その面では、庄内川の治水に関する基本的なことが決められたのは、僕は 30 年の整備計画の基本というのにはやむを得ないと考えているんですけれども、その上で、環境を改善していくということが、水質をよくするとはいっぱい書いてあるんですけども、それを具体的にどうするのが本当に見えるんですね。

例えば、アユがどのぐらい上っていくようにするとか、あるいはアユの量をこの 30 年間でどのぐらいまで取り戻すとか、そういう明確な目標が中にあるんじゃないかと思うんです。いろんな意見の中でも、具体的な、わかりやすい、夢のある目標がないという御意見があったと思うんですけれども、そういうものをぜひどこかに出していただきたい。生き物のところが書いてあるんですけども、ただ今はこういうものがありますというのが並べてあるだけです。それも、それがいたからどうするかというのも何もわからない。

私が先回指摘したように、庄内川の河口部の干潟では、アシ原上部帯の生き物を、護岸工事の整備、改修のために、仮設用の道路などで砂を入れて埋めてしまったという指摘を淡水魚の専門家の方からいただいております。やむを得ない部分もあると思うんですけれども、そういうことを無意識にかなりしております。それを知らなかった自分も恥ずかしいんですけれども、やっぱりそういう視点が抜けていることはたしかだと思っております。

治水の整備計画で河川をどんどん掘ったり返したりするのは、必ずそういうことをやらざるを得ないとは思いますが、30 年かけてやっていくのであれば、その中で、少しずつ環境を残しながら順にやっていくとか、あるいは生物が移動する時間を待つとか、何かそういう配慮があつてしかるべきだと思いますが、そういうところも全然見えないんですね。いつそれがどんどん行われていくのかがよくわからないし、そのときに影響を受けるであろう生物がどういう形で保全されるのかが具体的に見えません。

特に申し上げたいのは、この2年ぐらい後に、名古屋市、愛知県環境さんが頑張って、生物多様性条約をここへ持ってこようとしているわけですね。そのときに、そういう招致をした地元として、そのことに何らかの貢献をしていると胸を張れるものがあるのかというと、私はどうも非常にその点で寂しい。ぜひそれにこたえられるような、名古屋市、愛知県、日本になってほしいんです。

例えば今、庄内川の河川域にも、専門家の目から見たらいろんな貴重種がいると思うんですね。それをもう一度緊急に調査して、そういうものを生かすような整備計画にしていこうと、中に明快な目標として載せていただきたいなど。基本的には、そういう調査をちゃんとしないといけない。この前の庄内川の残念な事態は、そういう調査とか、そういうことに関する意識や仕組みを私たちが持っていなかったということだと思っんです。だから、この整備計画の中で、改めて河川域の生物多様性について一度総ざらいをしてみるとか、その上で、その生物多様性を維持するために何をしていくのかということ掲げていただきたいと思っんです。

もう1点は水質ということです。私が庄内川を意識してから、多分後ろにいらっしやる宮田さんとかから、長年苦勞をされているのをお聞きしていましたが、ここへ来て、そのこともまだまだ見えてこない。

原案の39ページに庄内川のBOD変化図があって、昭和46年から平成14年までにこれだけ上流部はきれいになってきたけれども、八田川のところからガタンと悪くなっている。その悪くなった原因は、はっきりわかるわけです。だれが見ても、ここにある王子製紙さんの工場であるとか、トキワ製紙の工場であるとか、そういうものが影響していることははっきりしている。それは隠しようもない事実だと思っんです。これも既に私は委員会の中で申し上げました。

それに対して、そういう事実は事実として、それをどう改善していくのかが見えないんですね。「水の色」「水の臭い」「水の泡立ち」「ヘドロ」といろいろな問題があるから、「改善が望まれている」なんていう書き方をされていて、それをどうするのかという意味がここにはないという気がするんです。

類型基準が、その下にD類型、B類型、A類型とありますが、状況に合わせた水質基準になっているというのが基本的におかしいと思っんです。これは何年にこうなったんでしょうか。一体何年かけたらそれを改善する気があるのか。「ここで言うことではない」とすぐ言われそうですし、この基準は愛知県が決めていらっしやるのかもしれないけれども、

ここに書く以上、やはり川にとって水質が大きな要素なのに、こういうひどい状況をそのまま現状を認める形で書いて、「改善が望まれている」なんてうそぶいているような話では、しょうがないんじゃないかという気がするんです。

もし 30 年でやっていくのだったら、30 年のうちにどういうステップでその状況を改善していくのかとか、何かそれに対する明快な河川整備としての目標を持つべきだと思います。このままいって、これまでの「それぞれのところに御努力を願う」みたいな表現だけで問題が解決できるのでしょうか。私は、そこどころがやっぱりとても残念だという思いで見えています。

とりあえずそれだけ申し上げます。

辻本委員長

先ほどから出ています目標の明確化というところで、特に生物に対して、あるいは水質に対して、それから、それこそ先ほど出た実施主体に当たるのでしょうか、その辺の問題についてと、河川行政、河川管理者がどう目的をつくっていくべきかということについて御指摘がありました。何か事務局から言われることはありますか。

事務局（溝口）

目標の明確化については、御意見承っております。例えば、先ほどの下流域のヨシの問題でいきますと、付図-2 というものが原案の後ろの方にございます。そこで実は、河口部の利用促進とあわせて、ヨシ原の現状も、原案の中には「ヨシ原の保全」という言葉も出ておりますけれども、そういうところで含めておっております。

あわせて、先ほどの水質の問題でございます。御指摘の実態は承知しておりますし、私ども等の河川管理者も、平成 10 年から八田川の水環境改善の対策のための検討を実施して参りまして、浄化実験等さまざまな対策を打ってまいっております。そういう中からいきますと、現行法制の中では、例えば、企業に今以上のお願いをしていくのは、やはりなかなかままならないという状況がございます。

そういう中で、こういう検討委員会の中で企業の方も大変努力をし、これは環境基準ではございませんが、当時の処理能力からすると今は 2 ランクアップというような御努力もされております。また、各地域の市町の下水道、そして関係する県も含めて、さまざまな取り組みの計画もつくってみえます。ただ、それを整備計画の中で、ランクを幾つにし、ここまで上げるということころまでは、残念ながら今の法体系の中では書き切れないところがあることを御了承いただけたらと思います。

以上でございます。

辻本委員長

なかなか事務局側としては難しいようですが、そういう意見が流域委員会からあったことは、今回の流域委員会として申し上げておくところになるということでしょう。

生物とかいうのは、同じように数値目標化するということ自体、ひょっとしたらなかなか難しいのかもしれませんが。「アユが2万匹遡上するようにします」と言ったところで、「それが本当に数値目標なのか」と言われたら、変動の幅とかいろんなことがあるでしょうし、書き込むところに「生物多様性」という表現が入ったら、数値目標化からすると、ますますあいまいなことをつけ加えることになるので、なかなか難しいところであるわけです。

だから、治水、利水と一緒に環境目標も数量化できるかということ、なかなか難しいところがあることは、我々も理解しなければならないところではあるかと思います。ただ、それに対して、これ以上のことをどういうふう書き込むのかということは、少し検討する必要があるでしょうね。いつまでたってもこのままじゃ困るところ。

もう一つは、こういう行政の政策は、政治家のいう「マニフェスト」みたいなものではなくて、命令したらごり押しでもやるという話でやるものとは少し違う質のものだと思います。それも私が勝手な意見を述べてもしようがないわけですが、行政として判断される一つの材料にしていいただいたらと思います。

ほかはいかがでしょうか。

小尻委員

これを読ませてもらって、これから努力するとか実施するとかいうことで、予算的にどういう確保をされるのか、非常に心配するところがあります。

質問というわけではないんですけども、一つは、災害の軽減とか防止とかいうことを書き込んでおられますけれども、これは、モニタリングと同時に、何らかの予測あるいは推定というプロセスが必要なときもあります。とすると、何らかのツールのようなもの、あるいはモニタリングの体制の確保というのが非常に大事になるので、書かれていることを否定するわけではないんですけども、軽減というのは今の軽減であって、もう少し進んだ軽減ではないという認識を持っておいた方がいいような気がします。

それと、先ほどからいろいろ議論されている数値目標なんかのことを聞いていますと、PDCA というのがありましたけれども、どうもその「計画」のところ、やはり流域が連続していて、いろんなものが一体となって動いていることに対しての計画論を議論しておか

ないとというか、把握していないと。

簡単に言うと、流域全体のシミュレーションのようなものがあれば、非常にわかりやすいかもしれないけれども、個別で、あるいは治水は治水とばらばらでやっているために、いろんな意見が出てくるのではないかと。だから、まとめられるときには、流域の一体感とこのを含めて、この「計画」というところが一番大きいんだという認識でやっていかれた方がいいような気がします。

質問というより、単なるコメントです。

辻本委員長

ありがとうございました。

ほかはいかがでしょうか。

片田委員

主に被害軽減のところですけども、災害情報とか、河川情報システムの整備とか、ハザードマップのこととかを書いていただいております。従来、余りこういった項目は整備計画の中に入ってこなかったのですが、大分こういうものがしっかり入ってくるようになったということにおいては、大変いいなと思っております。

もう少し書いていただくとよかったかなと思うのは、情報を出す側の話として、いろんな情報を提供しますということがいっぱい書かれていますけれども、これを最終的に活用し、被害軽減に具体化するのには住民であって、その部分の対住民に対する取り組みというのが、これは防災ですので、どうも市町村の役割ということになってしまって、ここでは情報を出すところまでしか書き切れていない部分があるように思うんです。

この出す情報が防災ということで、住民のいろんな被害軽減に対する活動 例え、避難することもそうですし、いろいろな事前の備えをすることもそうですけれども、この部分は、具体的には市町村が住民とコンタクトするということですので、こういった情報がより防災にちゃんと機能するように、住民側に、情報リテラシーというのか、そういうものを持っていただけるような取り組みを各自治体とともに推進するような、情報の利活用の部分について触れていただくといいかなと思いました。

辻本委員長

ありがとうございました。

先ほどの水質の問題については主体が書いてありましたけれども、防災の問題も、水害に対しての主体は必ずしも河川管理者だけでなく、減災までしていこうとすると、いろ

んなところに主体がある。そういう絵がほかのところにもあったらいいんじゃないか。それは、環境のところでもそうですね。結局、水質の問題も、治水、減災の問題も、やはりどの主体で考えるのかというのが一つの考え方で、それをきちっとバックアップしていくのが河川管理者なんだというふうな視点なのかもしれません。

もう一つ気になったのは、地域と連携した取り組みの中に、本来、水害対応、防災、減災のことが書いてあってしかるべきなのに、何も書いてありません。やはりこれは片手落ちで、片田委員が今言われたようなことは、地域と連携した取り組みの治水面での最たるものだろうと思いますので、そういう御意見と理解しました。ちょっとその辺が抜けているなという感じがしました。地域と連携した取り組みの中に、そういうところが生きてくるんでしょう。

それから、庄内川は、川そのものよりも流域にウエートが大きい河川ですので、小尻委員の言われたような、この河川の取り組みから流域へどんなフィードバックがかかっているのかということ、治水、利水、環境あわせて、きちっと評価できるようなところの表現も書けたらいいなど。一番最初に出ました進捗管理とともに、流域での評価みたいなもの、庄内川独特のものだという形で書けたらいいなという意見であることを、流域委員会から事務局の方にお伝えしておきたいと思います。

ほかはどうでしょう。

富永委員

今の流域ということに関連して、原案の 86 ページ、第 4 章の中の「流域における危機管理のあり方」というところについてです。

ここで一般論として、流域の保水・遊水機能を確保とか何とか書いてあるんですね。これもやはり、流域の愛知県管理河川、名古屋市の下水といったものとの関連が当然あるわけです。その辺が一般論的にしか書かれていないという感じがします。

例えば、愛知県の方で、矢田川なんかは非常に川として余裕があるという形で、流域対策をそんなにとらなくていいですよなんていうことを言っていたんですけども、新川なんかは流域対策をしなければいけないとか、流域としてあるわけです。そういうもっと広いところも少し何らかの形で入れられないかと思います。

辻本委員長

ありがとうございました。

書き方として、目標と整備と維持で、この維持はなかなか今まで書きなれていないこと

なので、維持のところへ書いてしまったことで、ひょっとしたら地域との連携になっているかもしれないとか、その辺が今の御意見でもありますね。

維持管理のところでは書かれている中に、少し地域連携の方へ持っていった方がいいようなものがある、流域を意識したものとかの辺は、ひょっとしたらそうなのかもしれませんね。維持管理という視点をどういうふうにとらえたらいいのか、最近これをしっかり書きなさいということになって、急に考え出すと何でもかんでも維持管理になるし、そこも大事な御指摘かと思います。

ほかはいかがでしょう。まだ発言なさっていない方、御意見をお願い致します。

寺本委員

先ほどから、余り具体的に書かれていないということがありました。今は具体的に書き切れないとかいうことがあって、ちょっと無理な点もあると思いますが、例えば、95 ページに「住民参画による川づくりの推進」とあって、ごく簡単に書いてあります。

PDCA というようなことも話題になっていましたが、こういうところに、例えば、河川モニターとかいう形で、常に辻委員のような方がモニターとなって、事務所の方からただ情報を発信するだけでなく、より積極的に、「こういったものがあるから工事には気をつけてくれよ」とか、そういう情報をキャッチできるような制度をつくるのはどうでしょうか。

この流域委員会をずっと引っ張っていくというのはちょっと大変だし、どれぐらい意義があるのかはわからないんですけども、より細かい情報も得られるように、「整備計画ができたから市民の方はバイバイ」じゃなくて、より積極的に意見を出してもらうようなシステムを考えてはどうでしょうか。もしくは、書き込めれば、よりいいなと思います。

辻本委員長

今おっしゃっていただいたことは、どこかに書いてあったような。フィードバックシステム云々という話はどこに書いてありましたか。PDCA とか、今日の御説明の中にありましたね。ぼやっとした話としてされただけでしょうか。それをまさに市民連携のところに、行政で回っているループのフィードバックがかかる仕組みの中に、市民との連携の矢印がうまく入っていくように書かれた方がいいという御指摘かと思います。

小笠原委員はまだでしたか。

小笠原委員

私の専門に関係するのは、62～64 ページのあたりかと思います。やっぱり非常に概念的

で具体性に乏しいと感じます。優等生の作文みたいな感じがします。

というのは、例えば、62ページの「(1)自然再生」というところだと、最後に「地域住民、市民団体等の参画による協働の体制を構築して実施する」とありますけれども、どうも具体性に乏しいですね。一つページをめくりまして、「(3)良好な自然環境の保全」というところも同じです。3行目に「モニタリング調査等を行い」、4行目に「自然環境の変化を把握しながら」、一番ひどいのはその次の5行目に「必要に応じて自然環境の保全を努める」と、これは何のことが、ちょっとわけがわかりません。もう少し具体的に書けないものかという隔靴搔痒の感を禁じ得ません。

実際には、こういうものについては余り具体的に書けないというのが本音かもしれませんが、でも、もう少し書けるんじゃないでしょうか。私は先ほどから、これを見ながらそんなことをちょっと感じております。

もう一つ、私がいつも言っていることですけれども、お役所が率先して片仮名を使うことはやめていただきたいという気がするんです。週刊誌などが使うのはいたしかたないんですけれども、例えば、だれもがぱっと見てわかるような、「モニタリング」とか「クリーン大作戦」とか「ホームレス」とかはいいとしましても、私には「アダプト活動」というのが何のことかわかりません。

だから、「やがてそのうちにわかるであろう」というような安易な気持ちではなくて、できることならば表意文字である漢字を使ってあらわしていただきたい。これは皆さんから賛成していただけないかもしれませんが、私のように古い人間は、なるべくならば片仮名ではなくて、見ただけで内容がわかるような表現をとっていただきたいと思います。

以上です。

辻本委員長

環境、親水、ふれあいのあたりには、片仮名の文字が幾つかあったようです。その辺は、マスコミとの関連もあって、その方が伝わりやすいだろうということもあるでしょう。では、そういうようなところは二重併記にしましょうか。その方がわかりやすいんでしょうね。そういう意見が強いということは、お伝えしておかないといけませんね。

それから、小笠原委員からも今出たけれども、モニタリング、自然環境の劣化を予測して保全するというようなところを具体的に書く例示を、小笠原委員、辻委員も一緒に、どんな一つの例があるのか。例えば、ヨシを例に持ってくれば、どういうものがモニタリングになって、どういうものが劣化で、どういうものが保全の必要があるという判断になる

のか。そして、保全へ流れる、あるいは事業として流れていく流れを例示してもらえると、議論しやすくなります。

もしその辺がありましたら、それを込みで、また事務局の方へ返していただけたらと思います。もしいい例がありましたら、こういうところにそういうものを幾つか載せることによって、「ああ、これはこういうことが書いてあるんだな」ということがわかるかもしれませんね。

小笠原委員

それへの具体的な答えの一部になるかどうかはわかりませんが、例えば、国土交通省がやって参りました河川水辺の国勢調査がありますね。あれは最近少し先細りになりそうな予測が立っていますけれども、そういう国を挙げてのことでなくても結構で、ここはここだけのことでいいですから、そういう調査をきちんとこれからもやっていこうということになれば、多少具体性のあることになると思います。

そうやって調査をした結果をこれからの管理に反映させていこうという、そういう元がないとどうしようもない。それが国としては弱体化しようとしている中でも、少しそれに逆らって 「逆らって」というのは表現がよくないかもしれませんが、もう少しきちんとした調査を元にして、その上で具体的な施策を考えていきたいということになると思います。

委員長さんおっしゃいましたように、場合によっては、後からもう少し私の考える具体的なことを事務局へ申し上げてもいいと思います。

辻本委員長

今のお話でよくわかりました。「モニタリング調査等を行い」というところに、例えば、「国が行っている河川水辺の国勢調査をより強化し」というふうに、具体的なものとの込みで書いていくと、より具体化されるだろうという御意見だったと思います。

小笠原委員

そういうことですね。調査がなければ施策もないという感じですね。

片田委員

94 ページに「流域における洪水対策との連携のイメージ」という絵があります。この94 ページの部分は、都市計画と河川整備というようなところとの連携をうたっているのだらうと思いますけれども、ここをもう一步踏み込めないかという感じがします。

つまり、ここでの連携というのは、あくまで地域を流出してくる先、流出の源という位

置づけしかしていないわけですね。だから、流出抑制のための連携でしかない。そうではなくて、もう少しリスクということから考えると、「ここに家をつくっちゃいけないでしょう」「ここはこんな土地利用をしちゃいけないでしょう」という話もあるわけですね。

つまり、流域のリスクに応じた土地利用です。都市行政というか土地利用行政というか、そういったところとの連携をして、水が流れ込む地域という位置づけだけではなくて、流域として、リスクに応じた土地利用というふうにもう少し踏み込んで、要は、河川側から土地利用に物申すという、そのリンクが、逆方向の動きが欲しいと思うんです。

ここは土地利用行政と河川行政のちょうどはざまにある部分で、今のままの書き振りで、川に流れ込むという一方向の話しかないので、今度は、川からあふれた場合にどこがどう危ないから、ここは土地利用をするのをやめましょうというような、土地利用側に物申す側の矢印の話が欲しいなと思います。もう一步踏み込むということだと思います。

辻本委員長

ありがとうございました。

中村委員、何か御意見ございますでしょうか。

中村委員

王子製紙春日井工場の中村でございます。私が発言するということになると、何か被告席にいるようで、辻委員にすっかりやられちゃって、早く工場を閉鎖しなさいみたいのところへ行くんでしょうか。我々は転勤族で、数年たつとかわっていったりして、前の人から引き継いでまだ1年たっておりませんが、こういう時代ですから、昔と違って、たくさん投資をしながら環境設備について改善してきております。

先ほども説明がありましたけれども、コンプライアンスという問題がありまして、法的な範囲内あるいは基準の範囲内できちっと守るとというのが我々の責務でございます。そういった住民との共生の中で生産活動を続けるというのが、唯一の我々の選択肢だと思っております。

地域の方々と定期的に会合を持って、製紙工場周辺地域連絡協議会というのを定期的に開催し、情報をすべてオープンにしまして透明性を上げています。昔はどうだったのかわかりませんが、私は技術屋さんでもないのでも、それほど詳しくはありませんけれども、住民の方々の率直な意見としては、王子製紙工場とは関係のない人たちがたくさんいるんですけれども、かなり評価をいただいていると思っております。

これからも、基準とは離れて、大気にしても、水質にしても、少しでも上げていこうと

いうプログラムをやっております。ISO14001 もきちっと毎年監査を受けながらやっておりますし、リスクマネジメントとかコンプライアンスのマネジメントとか、あるいはCSR という観点も、さらに高位の概念になってくると思いますけれども、これからますますハードルが高くなっていくということで、技術的にもっともっと水質のレベルを上げていく研究もやってございます。

常に紙パルプが悪い、あってはならないという存在ではなくて、皆さんに愛される紙パルプ工場になっていきたいと思っておりますので、どんどん御意見を賜りたいと思っております。

以上でございます。

辻本委員長

どうもありがとうございました。

庄内川の流域には、名古屋市民自身が環境を悪くしている中で、我々の生きている場をどうしていくかという課題があります。自分たちが知恵も出し、わがままも出し、この流域の中でどういうふうにかこの時代を生き、次の時代を生きていくのかという、そういう意味では非常に難しい課題です。きちっと人が住めるところと住めないところが区分できるところでもない中で我々の知恵の結集だと思うので、いろんなものをうまくかみ合わせながら庄内川流域での整備計画が作り上がっていくというプロセスが非常に重要だったと思います。

ほかに何か。

松尾委員

また水質の保全のところに戻りますけれども、原案 46 ページに「河川環境の整備と保全」とあって、その下から 2 行目に「水質については」とあります。ここに「親水意識の高まりに見合った水質の改善に努める」とあるんですが、これが基本的な考え方ということですね。もう少し後の方へいきますと、今度 68 ページでは、「河川水質の保全」というところで、「親水利用や生物の生息・生育環境に対して良好な状態にするため、水質の保全を図りつつ」とあります。

むしろ基本的な考え方としては、「親水利用や生物の生息・生育環境の保全に見合った水質の改善に努める」なのではなからうかと思うんです。基本的な考え方のところでそれをきちっと書いていただいた方がいいんじゃないかというのが 1 点でございます。

もう一つ、94 ページの「健全な水循環系の構築」のところ、絵の中には入っているん

ですが、文章の方に「地下水」が抜けているんじゃないか。「地下水」を文章としてもきちっと入れておいていただいた方がいいんじゃないかと思います。地下水の利用と涵養というのが水循環系を考えるときの一つの課題ではなかろうかと思います。絵の中には入っているんですけどもね。

以上です。

辻本委員長

一つは環境に関わることで、ふれあい、自然、水質というのが別々に書かれているのが、うまく書き込めない理由なのだと。別々に柱を立てるから問題が出てくるわけで、お互いの関係を少し書いた方がいいんじゃないかという御意見かと思います。

それから、地下水は、それこそ地下水を水資源の問題で議論するのは、なかなか河川管理者では難しいのでしょうかけれども、流域管理、国土管理の視点で、やはり地下水のことも書く必要があるだろうという御意見でした。頭から書くときには「健全な水循環」ということだったけれども、実際に具体的に書くときにはちょっと抜けちゃったねという御意見です。

ほかにどうでしょうか。

辻委員

今のことに関連して、基本的な御意見には賛成ですけども、もう何年前かはわかりませんが、当初のころに、かなり随分この流域委員会が何のためにあるのかを議論しました。そのときに、視点が、ここで今考えているのはほとんど直轄河川部分についてで、よく原田委員がおっしゃいましたけれども、「直轄河川委員会」じゃないかと言われるぐらい、河川の管轄する範囲からすべての発想が始まっていると思うんですね。

やっぱり基本的に流域全体を見る視野がまずあって、その水循環をどうするかということ、災害の対策も含めて、まさに源流の森の保水力のことから、伊勢湾につながった部分でもあるという、そういうとらえ方がまずあって、その中で庄内川の河川の問題をどうするかということだと思えます。

ですから、先ほど松尾委員がおっしゃった健全な水循環系の構築みたいな話は、本来は大前提で、一番前に、トップにまず掲げられてもいいぐらいの内容だと思うんです。山から海までの流域全体を、私たちの環境を大分荒らしてきたことは確実なんですから、その現実をきっちり認識して、その中で治水も利水も環境保全も図っていくという総合的な視野がまずあるべきだという気がするんです。

地域連携の中でこういうことをというのは、小さく落とし過ぎているという気がします。もちろんそういう部分はあらためて書けばいいことだと思うんですけども、最初にそういうものが欲しいなと改めて思いました。ここにあったのかという感じで、今見たんです。

ついでにもう一つ、当初よく議論されたこととして、堤防道路の7割が、まだ不完全というか、未整備だということがありました。その上で、堤防道路としての利用率は、ほかの都市河川から比べて格段に高いという話もありました。

川と住民とのふれあいというのをよく書かれているんだけど、それを一番阻害しているのは、堤防道路を自動車の高速道路にさせていることだと思うんです。この現実をもう少し何とかしないといけないんじゃないか。そういう視野なしに川とのふれあいと言ったって、住民は断ち切られているという気がするんですね。

僕は一度、藤前から海上の森まで一緒に歩きましょうということで、両方から歩いてきて落ち合ったんですけども、そのときに本当に痛感しました。まず、河川敷をまともに歩いていけないし、ところどころで道路に上がろうとすると、危なくて危なくて、完全に堤防が道路として遮断されていると思いました。

そのことを、例えば、30年間の中でどうしていこうとか、少なくとも初めは半分の車線に落とすとか、ほかにバイパスの道路があるところはそちらに回すように誘導政策をとってもらおうとか、河川側から都市に対して、道路として使いたいという需要があることもよくわかるんですけども、そこを何とか折り合っていくような方策も考えられてしかるべきかなと思います。

辻本委員長

流域の話ですけども、流域の議論を最初のころにやったという話が出ました。流域については、先ほどもちょっと言いましたけれども、非常に重要な話です。流域というポイントと、この整備計画のモニタリング、進捗管理という視点は、流域委員会では非常に重要なことです。

一番最初のころに、流域を対象とした整備メニューはなかなか難しいけれども、河川での整備メニューとして、流域での安全と安心と資源と環境を確保するための河川の管理なんだという視点が非常に重要だということは、委員会としては合意した話ですね。流域を含めた整備メニューまで、すなわちどういう対策を打つのかということはできなかったけれども、そういうことは非常に重要なことだという話でした。

それから、モニタリング、進捗管理の辺について何か書き込めるところが欲しいという

のは、やっぱり流域委員会で議論してきた中の総意として挙げたいと思います。

それから、堤防管理は、そこにさっき出されていたのですが、やはり河川管理者側からほかの分野の管理者に働きかけていくということをやっているんだけど、それで目標が書けるものでもないという非常に難しいものです。ネゴシエーションの世界だということで、先ほどのいろんな問題の中の幾つかは、なかなか河川管理者側からだけでは目標が書けない。ネゴシエーションのイニシアチブはとるという表現でしか書けないんだろうなというのは、全体の行政の管理ではないので、書き込めないだろうなと思うんです。

今までの議論をまとめますと、河川管理者からのイニシアチブをしっかりする、ネゴシエーションをするときのイニシアチブは河川管理者がしっかりとしていきたいと思いますということを書き込んでいただくということです。これは今までの議論の総意だと思いますので、その辺はよろしくお願ひしたいと思います。

時間が大分予定をオーバーしているんですけども、今後もしばらくの間、コレカラプロジェクトレポートで原案が開示されて、住民から意見をいただきます。それと同様に、流域委員会は一つの重みを持った学識者の意見です。今日の意見も事務局に申し上げるといふ形で取りまとめたいと思いますけれども、それについても、委員会の後でも、それぞれの御意見を流域委員会のメンバーとして出していただける方は出していただきたいと思っています。

出していただけた意見は、しばらくの間、市民からの意見をパブリックコメントみたいな形で出されている間に、委員長の方で流域委員会の意見として取りまとめます。今後しばらくの間の御意見提示は、いわゆる河川法の手続の学識者の意見のプロセスの中で、委員長の判断で事務局の方へお伝えしていきたいと思っています。

事務局、それでよろしいでしょうか。ちょっと今日の時間だけでは難しいところもあったかと思ひますので、ある程度時間を限定して。どれくらい大丈夫ですか。

事務局（溝口）

2週間ということで、5月に入って連休明けの次の週の5月中ごろではいかがでしょうか。

辻本委員長

連休明けぐらいまでに、今日十分御意見を発言できなかった方、あるいは、今後また読んでいただいて、細かいところの御指摘がありましたら、事務局に出していただきますと、委員長の方で読ませていただいて、流域委員会で議論した内容と同等だという判断のもと

で、その中での手続として事務局に申し上げるという形にします。もちろん当然公開型で意見をとられますので、そういう手続、プロセスもあります。特に中身については少なくともほかの方々よりよく御存じですので、ぜひ御意見をいただけたらと思います。

ということで、原案に関する意見は、後から御意見をいただくものも含めて、今日の議論は終了させていただきます。今後の進め方もほとんどお話をされていますけれども、不足分を補足するという形で、次の今後の進め方をお願いします。

事務局（溝口）

今後の進め方でございますが、大分中身に入っておりますけれども、流域委員会のところは先ほど委員長の方から整理していただきましたので、関係住民等からの意見聴取というところに入りたいと思います。これは、河川法第 16 条の 2 の第 4 項に関わる部分でございます。

どういう手法で意見を聞くかということで、第 11 回するときにも具体的に提示させていただいておりますが、基本的には、この法律に基づく公聴会を実施したいと思っております。愛知県と岐阜県で各 1 回という形で、県とも調整を致しまして公聴会を実施致します。

あと、当然の流れでございますが、ホームページと、整備計画（原案）の縦覧は、沿川市町さんにブースを置いていただきまして、そこで見られるように調整中でございます。それから、先ほど言いましたコレカラボイスの意見ハガキも使います。

あわせて、ポスター、チラシの印刷にこれからとりかかりまして、沿川市町さんなり、私どもの組織を含めて、地域へのポスター掲示とビラの配布も実施していきたいと思っております。また、意見聴取の段階で行っております新聞への広告も実施したいと思っております。

基本的には、公聴会、ホームページにおけるもの、縦覧におけるもの、ご意見ハガキ、こういうものを PR しながらやっていきたいということでございます。

この中に期間について書いてございませんが、先ほどの大きな流れでいきますと、7 月ぐらいに次の流域委員会を開きたいという流れでまいっております。これから、市町との調整に今入っておりますので、おおよそ 5 月末から 6 月中旬ぐらいまでの 1 カ月間で意見聴取をし、6 月中下旬で愛知・岐阜県においての公聴会を実施したいと思っております。

公聴会につきましては、人数はまだ確定しておりませんが、6 名から 8 名ほどの公述人を事前募集致しまして、人数が多い場合については選定をさせていただくという手法を使いたいと思っております。

以上でございます。

辻本委員長

特にこの手法に御意見をいただいてどうのこうのということはないんですけども、感想なんかがありましたらどうぞ。今後についても、何か御質問、御意見等がありますか。この辺は、行政として、こんな形で河川法の手続をやっていかれるということになります。

あとは行政的な手続だけですけども、次回流域委員会を、いろいろな意見聴取が終わって整備計画（案）をつくられたときにもう一度開きます。行政の判断がそこで出されて進んでいくわけですけども、流域委員会に長らく関わってきて、もし「このところが不満だ」というふうな意見がありましたら、それはそれで、流域委員会の意見として、「ここが不満なんだ」という話は当然出てくると思います。

いろいろなものに対する学識者のグループの判断と行政の判断は、必ずしも一致するわけではありませんから、そういうものはきちっとしておきたいということで、案が提出された後、流域委員会をもう一度開きます。よろしいでしょうか。

それでは、その他というのは何かございますか。

事務局（溝口）

1点だけお願いしてよろしいでしょうか。

先ほどの意見聴取の関係で、本日中に、現在ある原案について、まず事務所のホームページに本日付で公開していきたいと思っておりますので、よろしくお願い致します。

辻本委員長

それでは、予定されていましたが議題は終了しましたので、マイクを事務局にお返ししたいと思います。

4. 閉 会

司会

御討議ありがとうございました。皆様、お疲れさまでございました。

それでは、閉会に当たりまして、国土交通省中部地方整備局河川調査官・浅野和広から御挨拶を申し上げます。よろしくお願いいたします。

浅野河川調査官（中部地方整備局河川調査官）

委員の皆様方、今日は本当に長時間熱心な御議論をいただき、また貴重な御意見をいただきまして大変ありがとうございます。

先ほど委員長から話があったように、まだ案をつくるまでに少し時間がありますので、事務局に知恵を授けるとあって、ぜひ御意見をいただきたいと思います。私も所長のころから4年間、ずっとこの流域委員会に携わらせていただきましたが、一般の方々の川への関心が非常に少ない中で、とにかく意見を多く集めることを一番重点に置いて、整備計画の進め方の中でやってきました。

河川管理者として、全部の意見を反映するのはなかなか難しい面もあるんですが、意見が出て初めて、多少難しいことでも、いろんな場面で、または計画の中にも盛り込めると思いますので、ぜひこれからも御支援方よろしくお願ひしたいと思います。

本当に今日は長時間ありがとうございました。

司会

どうもありがとうございました。

それでは、これをもちまして第12回土岐川庄内川流域委員会を閉会させていただきます。大変ありがとうございました。

なお、隣の錦の間が控え室になっております。お時間がございます方は御利用いただきたいと思います。ありがとうございました。

[終]